

尼崎市経営再建プログラム

平成 16 年度改革改善取組(案)

平成 16 年 2 月

尼 崎 市

尼崎市経営再建プログラム
平成 16 年度改革改善取組(案)

目 次

はじめに	1
収支見通し	
1 平成 16 年度における取組による改善状況	2
(参考)平成 15 年度決算見込み	3
2 今後の収支見通し	
(1)前提条件	4
(2)試算結果	5
3 収支改善の目標	6
4 プログラムによる改善状況	8
平成 16 年度実施予定項目の見直し	
1 見直しの概要	9
2 見直し項目	10
改革改善項目	14
改革改善項目の記載方法	
1 平成 16 年度実施予定項目	
(1)人件費の抑制を図る	16
(2)外郭団体の経営改善、統廃合を進める	18
(3)公共施設の再配置と統廃合を進め、市有財産の有効活用を図る	19
(4)財源の確保を図る	21
(5)事務事業をゼロベースで再構築する	25
(6)負債の抑制に向けた取組を進める	35
(7)新たな経営システムの確立と、まちの価値を高める取組を進める	36
2 (参考)平成 17 年度以降の主な実施予定項目	37

はじめに

尼崎市の再建を図るため、平成 15 年 2 月に尼崎市経営再建プログラム（以下「プログラム」という。）を策定した。

このプログラムを基本として、改革改善項目を着実に実行していくことにより、再建を確実なものにしていく必要があるが、社会経済環境も先行き不透明な中で、経済変動や制度変更などの状況変化に柔軟に対応していかなければならない。

このような考えのもと、プログラム計上事業の具体化や内容変更に加え、新たな取組項目を追加し、昨年 10 月に「平成 16 年度改革改善取組（案）」として公表したところであるが、公表後寄せられた意見等を踏まえ、この度、最終案としてとりまとめたものである。

また、プログラムの収支見通しは 15 年度予算をベースに試算しているが、昨年 2 月以降の歳入・歳出の動向の変化や、国の三位一体改革など地方財政を取り巻く制度の変更を反映した 16 年度予算案をベースに、収支見通しの修正を行った。

プログラム策定当初には 19 年度末に 800 億円もの収支不足が見込まれたが、2 か年の改革改善や財源対策を講じることにより約 500 億円が改善され、現段階において、収支不足額は 300 億円台まで圧縮できる見通しである。

今後、最終年度の収支の確保に向けて取り組んでいくが、現計画を予定通り実行したとしても、最終年度になお実質的な収支不足が残り、更に、国の三位一体改革の影響など予断を許さない状況にある。

こうしたことから、今後も、プログラムに掲げる項目について確実に実行することはもとより、さらなる改革改善の取組を一層進めていく必要がある。

収支見通し

1 平成16年度における取組による改善状況

15年10月時点で、16年度を展望すると、市税収入の大幅な減少が引き続き見込まれるなど、150億円もの多額の収支不足が生じる見込みであった。こうしたことから、プログラムに掲げる改革改善項目の着実な実行はもとより、新たな取組を加えるなど、内部管理経費を中心に50億円に及ぶ改革改善の取組を進めるとともに、基金や市債などの財源を有効に活用したが、26億円の収支不足が生じた。

(16年度予算案(一般会計一般財源ベース))

単位:億円

	予算案 A	H15年10月 時点見込み B	比較 A-B	主な増減要因		
				改革改善等	その他制度変更等	
歳入	市税収入	698	692	6	1 固定資産税減免	5 法人市民税
	地方交付税	164	168	4	0	4 普通交付税
	地方譲与税等	97	84	13	0	13 所得譲与税 8、地方消費税 交付金 3 等
	収益事業収入	26	27	1	0	1
	その他	156	94	62	67 財産売却、基金、市債 等	5 臨時財政対策債 13、都市 整備繰上金繰入 5 等
	計	1,141	1,065	76	68	8
歳出	人件費	389	406	17	26 定数削減、給料削減 等	9 補助金充当減(三位一体改 革) 7 等
	扶助費	123	125	2	7 市民福祉金、老人医療 費助成 等	5 心身障害者(児)医療費助成 2、心身障害者(児)等居宅 支援 2 等
	公債費	195	193	2	0	2 住宅家賃充当減
	その他経常的経費	372	371	1	5 自治振興会、国民健康 保険料自主減免 等	6 介護保険会計繰出 2、老人 保健医療会計繰出 1、その 他物件費 等
	投資的経費	88	120	32	4 外郭団体建設償還金、 支所・保健センター統合 等	28 クリーンリサイクルタウン 整備事業 15、その他投資 的事業
	計	1,167	1,215	48	42	6
差引収支	26	150 (34)	124 (8)	110	14	

*H15年10月時点見込み欄差引収支の()書は、改善後の収支(下表改善予定額を反映)

単位:億円

	予算案 A	H15年10月 時点見込み B	比較 A-B	備考
16年度実施予定	44	41	3	*項目等については、14ページ以降「改革改善項目」に記載
15年度実施	6	5	1	*市民福祉金等
財源対策	60	70	10	(増減の内訳) 基金 9(17 26)、遊休地売却 1(5 4)、市債活用 19(35 16) 等
計	110	116	6	

*H15年10月時点見込みの財源対策欄は、15年2月時点における財源対策予定額を計上

(参考) 平成 15 年度決算見込み

15 年度については、年間を通じて一層の歳入確保と経費節減を基本に予算執行に努めているが、普通交付税の大幅な増額交付や市有財産の売却益の増収、また臨時財政対策債の再計算などから、収支不足は解消され、更に、活用を予定していた基金も、現時点では留保される見込みにある。

(15 年度決算見込み(一般会計一般財源ベース))

単位:億円

		予算 A	決算見込み B	比較B-A	主な増減要因
歳入	市税収入	720	720	0	
	地方交付税	130	160	30	普通交付税 等
	地方譲与税等	88	88	0	
	収益事業収入	41	31	10	競艇場売上減 19、H14年度剰余金 9
	その他	150	175	25	財産売却10、市債活用11、繰越金2 等
	小計	1,129	1,174	45	
	基金活用	25	0	25	財政調整基金 7、公共施設整備基金 11、減債基金 7
	計	1,154	1,174	20	
歳出	人件費	405	390	15	給与改定 9、共済移行金 3、退職手当 1 等
	扶助費	118	119	1	心身障害者(児)医療費助成 1 等
	公債費	191	188	3	利率減 等
	その他経常的経費	368	372	4	介護保険会計保険繰出 3、老人健康保健会計繰出 1 等
	投資的経費	95	105	10	クリーンリサイクルタウン整備事業12 等
	計	1,177	1,174	3	
差引収支		23	0	23	

単位:億円

		H15年2月時点予定 A	決算見込み B	比較B-A	主な増減要因
収支改善	改革改善	39	42	3	共済移行金 3 等
	財源対策	73	66	7	基金 25、遊休地売却 7、市債活用 11
	計	112	108	4	

2 今後の収支見通し

平成 16 年度予算案を基礎として、現行制度等を基本に一定の前提条件のもと、17 年度から 19 年度までの収支状況を見通した。

(1) 前提条件

ア 歳入

- a 市税収入：据え置きとした。ただし、個人市民税については、納税義務者数の減少傾向を反映した。また、17 年度の固定資産税については、16 年度と同程度の落ち込みを見込んだ。
- b 地方交付税
 - ・普通交付税：17 年度以降の三位一体改革の影響について、現時点で明らかでないため、市税減収額の 2 分の 1 相当額が各年度補填されるとした。
- c 地方譲与税等：据え置きとした。
- d 収益事業収入
 - ・競艇場事業収入：据え置きとした。
- e その他
 - ・臨時財政対策債：据え置きとした。
 - ・減税補てん債：市税に連動させた。

イ 歳出

- a 人件費：昇給 1.8%、ペア 0.0%で算出した。また、職員の退職、新規採用に伴う新陳代謝効果を加味した。
- b 扶助費：生活保護費など、ここ数年の傾向を反映し、統計的手法で算出した。
- c 公債費：発行済みの市債の償還額に、新たに発行予定の市債分を加算した。
- d その他の経常的経費
 - ・物件費、維持補修費：据え置きとした。
 - ・その他：ここ数年の傾向や今後の見込額を考慮した。
- e 投資的経費：一定の投資的経費の水準(14 年度)をベースに、債務負担行為等の見込額を算入した。

(2) 試算結果

平成 17 年度以降の収支状況は、これまでの取組により、改善されているとはいえ、100 億円程度の収支不足が毎年度見込まれるなど、依然として厳しい状況が見込まれる。

(16年2月時点収支見通し)

単位：億円

		平成15年度 決算見込み	平成16年度 予算案	平成17年度	平成18年度	平成19年度
歳 入	市税収入	720	698	683	683	680
	地方交付税	160	164	169	159	160
	地方譲与税等	88	97	97	97	97
	収益事業収入	31	26	26	26	26
	その他	175	156	80	80	80
	計	1,174	1,141	1,055	1,045	1,043
歳 出	人件費	390	389	363	367	374
	扶助費	119	123	128	132	137
	公債費	188	195	190	187	179
	その他経常的経費	372	372	374	378	380
	投資的経費	105	88	93	87	83
	計	1,174	1,167	1,148	1,151	1,153
差引収支 a		0	26	93	106	110
累積収支		0	26	119	225	335

3 収支改善の目標

改革改善の取組により収支不足を解消し、構造改善に努めるが、なお、残る収支不足に対して財源対策を講じる。

(改善後の収支見込み)

単位：億円

		平成15年度 決算見込み	平成16年度 予算案	平成17年度	平成18年度	平成19年度	計
差引収支（収支見通し） a		0	26	93	106	110	335
収支改善	改革改善 b	(42)	(50)	52	52	71	175
	財源対策 c	(66)	(60)	55	55	56	166
	計 d b+c	(108)	(110)	107	107	127	341
改善後の収支 e a+d		0	26	14	1	17	6
累積収支		0	26	12	11	6	

○ 構造改善の進捗状況

計画どおり改革改善を推進することにより、最終年度で収支均衡は図れる見込みであるが、市債の発行や債務の繰り延べに依存するなど、依然として構造面での課題を解消しきれていない。

こうしたことから、今後も、更なる改革改善の取組を強化するなど、可能な限り構造改善に努めていく必要がある。

(19年度における実質的な収支状況)

単位：億円

		額	備考
差引収支（収支見通し） f		110	
改革改善 g		71	
	うち構造改善額 g1	31	
	うち単年度効果額 g2	40	
財源対策 h		56	
改善後収支 i f+g+h		17	
実質的な収支 j f+g1		79	(参考) 15年2月時点見通し 82億円

(参考) 17年度以降の財源対策(予定)

単位:億円

		平成15年度 決算見込	平成16年度 予算案	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成17~19年 度計
財源 対策	基金取崩し	(0)	(26)	10	10	12	32
	遊休地売却	(12)	(4)	1	1	1	3
	外団建設償還金一部凍結	(14)	(14)	14	14	14	42
	市債活用	(40)	(16)	30	30	30	90
	小計	(66)	(60)	55	55	57	167
	公債費負担	(0)	(0)	0	0	1	1
	合計 c	(66)	(60)	55	55	56	166

4 プログラムによる改善状況

計画期間の5か年で当初見込まれた800億円を超える収支不足に対しては、改革改善の取組により約530億の削減、また、残り約270億円については、財源対策を講じることにより、最終年度での収支均衡を確保する計画であった。

5か年の収支不足見込額には大きな変動がないなか、改革改善等の取組については約450億円を既に実行に移すなど、着実にその取組を進めており、こうしたことから、計画最終年度での累積収支不足額は、現時点では、300億円台まで改善が図れる見込みとなった。

(これまでの取組による効果額等)

単位:億円

	これまでの取組による効果額			H17年度以降の改善目標額 B	合計 C	A+B	(参考) H14年10月時点
	H15年度	H16年度	計 A				
改革改善	*1 166	*2 164	330	175	505	537	
財源対策	66	60	126	166	292	273	
計	232	224	456	341	797	810	

(参考)効果額の積算内訳

単位:億円

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	計
H15年度改革改善	42	31	31	31	31	*1 166
H16年度改革改善	-	50	38	38	38	*2 164

*各年度における初年度の額は、6ページの表「改善後の収支見込み」b欄に記載している当該年度の改革改善効果額

*次年度以降に計上している額は、初年度効果額のうち定数削減など後年度にも効果が及ぶ構造改善額

平成 16 年度実施予定項目の見直し

1 見直しの概要

経営再建プログラムの平成 16 年度改革改善取組(案)については、昨年 10 月に策定した後、議会への説明を行うとともに、タウンミーティング、出前講座など様々な機会をとらえ市民周知と意見交換を行ってきた。あわせて、11 月 25 日から 12 月 15 日までの間パブリックコメントを実施するなど、幅広く市民の意見を求めてきたところである。

このような取組の中でそれぞれの改革改善項目について肯定、否定するもの、一部再検討を求めるものなど様々な意見が寄せられた。

これらの意見を受け止め、現在本市がおかれている危機的な財政状況を踏まえるとともに、将来の尼崎の発展に向けたまちづくりを見据え、総合的に判断した結果、次の項目について一定の見直しを行うこととした。

- (1) 福祉事務所の統合、保健センターの統合、地域振興課の機能強化、支所市民課・出張所の統合について、園田地区の地域の拠点となる施設は、園田支所の建物を活用することとした。
- (2) 斎場使用料の改定について、大人、小人、死産児の火葬料は 1 年間の経過措置を設けることとし、平成 16 年度は改定後の使用料の 1/2 とした。
- (3) 共同利用施設管理運営の見直しについて、地域住民による自主的な管理運営に向け円滑な移行を図るため、経過措置として平成 16 年 9 月までは引続き光熱水費を市が負担することとした。
- (4) 近松賞の休止について、作品の募集を平成 16 年度から 2 年間休止し、18 年度から再開することとした。

なお、兵庫県の「行財政構造改革推進方策後期 5 か年の取組み(案)」への対応については、県の確定を踏まえ、本市の対応を定める。

2 見直し項目

平成16年度改革改善取組案
(H15.10)

単位:百万円



今回プログラム案
(H16.2)

単位:百万円

事業名等	事業概要(現行内容)	改革改善の方向	効果額 (一般財 源ベー ス)	改革改善の方向	効果額 (一般財 源ベー ス)
			16年度		16年度
1 福祉事務 所の統合	1 対象 福祉事務所	1 改善内容 6行政区に配置している福祉事務所は、新福祉事務所として本庁に1か所統合する。 ただし、既存公共施設を活用して生活保護業務以外の地域に密着した相談、連絡調整及び受付業務などを行う。 2 改善理由 市民サービスの効果的な提供を行うとともに、事務処理の効率化を図る。また、本庁福祉主管課体制を整備する。 3 実施時期 平成16年度 施設改修等 平成17年度 実施	注 -380	1 改善内容 6行政区に配置している福祉事務所は、新福祉事務所として本庁に1か所統合する。 ただし、既存公共施設を活用して生活保護業務以外の地域に密着した相談、連絡調整及び受付業務などを行う。 2 改善理由 市民サービスの効果的な提供を行うとともに、事務処理の効率化を図る。また、本庁福祉主管課体制を整備する。 3 実施時期 平成16年度 施設改修等 平成17年度 実施 ——統合・集約の概要は12、13ページのとおりに	-398
2 保健セン ターの統 合	1 対象 保健センター	1 改善内容 6行政区に配置している保健センターは、新保健センターとしてフェスタ立花南館に1か所統合する。 ただし、既存公共施設を活用して地域に密着した相談、訪問、乳幼児健康診査、リハビリテーション事業及び精神保健事業などを実施する。 2 改善理由 市民サービスの効果的な提供を行うとともに、事務処理の効率化を図る。 3 実施時期 平成16年度 施設改修等 平成17年度 実施		1 改善内容 6行政区に配置している保健センターは、新保健センターとしてフェスタ立花南館に1か所統合する。 ただし、既存公共施設を活用して地域に密着した相談、訪問、乳幼児健康診査、リハビリテーション事業及び精神保健事業などを実施する。 2 改善理由 市民サービスの効果的な提供を行うとともに、事務処理の効率化を図る。 3 実施時期 平成16年度 施設改修等 平成17年度 実施 ——統合・集約の概要は12、13ページのとおりに	
3 地域振興 課の機能 強化	1 対象 地域振興課	1 改善内容 協働のまちづくりと地域コミュニティの創造拠点として、地域団体・グループとの連携を深め、これら地域団体・グループの側面的支援を行うとともに、地域住民の関わり合いの深い社会福祉協議会各支部との協力体制の充実を図る。 2 改善理由 市民の利便性と、より一層のコミュニティの向上を図る。 3 実施時期 平成16年度 施設改修等 平成17年度 実施		1 改善内容 協働のまちづくりと地域コミュニティの創造拠点として、地域団体・グループとの連携を深め、これら地域団体・グループの側面的支援を行うとともに、地域住民の関わり合いの深い社会福祉協議会各支部との協力体制の充実を図る。 2 改善理由 市民の利便性と、より一層のコミュニティの向上を図る。 3 実施時期 平成16年度 施設改修等 平成17年度 実施 ——統合・集約の概要は12、13ページのとおりに	
4 支所市民 課、出張 所の統 合	1 対象 支所市民課、出張所	1 改善内容 支所市民課や出張所の12の窓口を、利便性の高い3つの駅周辺(飯塚口駅、JR尼崎駅、阪神尼崎駅)に集約し、新たなサービスとして土曜日に住民票の写し等の証明書の交付を実施する。 なお、暫定的に3地区(大庄、武庫、園田)で既存公共施設を活用し、住民票の写し等の証明書を交付する。 2 改善理由 集約によるスケールメリットを図るとともに、市民にとって利便性の高い鉄道主要ターミナルに配置することにより市民サービスの効果的な提供を図る。 3 実施時期 平成17年1月		1 改善内容 支所市民課や出張所の12の窓口を、利便性の高い3つの駅周辺(飯塚口駅、JR尼崎駅、阪神尼崎駅)に集約し、新たなサービスとして土曜日に住民票の写し等の証明書の交付を実施する。 なお、暫定的に3地区(大庄、武庫、園田)で既存公共施設を活用し、住民票の写し等の証明書を交付する。 2 改善理由 集約によるスケールメリットを図るとともに、市民にとって利便性の高い鉄道主要ターミナルに配置することにより市民サービスの効果的な提供を図る。 3 実施時期 平成17年1月 ——統合・集約の概要は12、13ページのとおりに	

平成16年度改革改善取組案
(H15.10)



今回プログラム案
(H16.2)

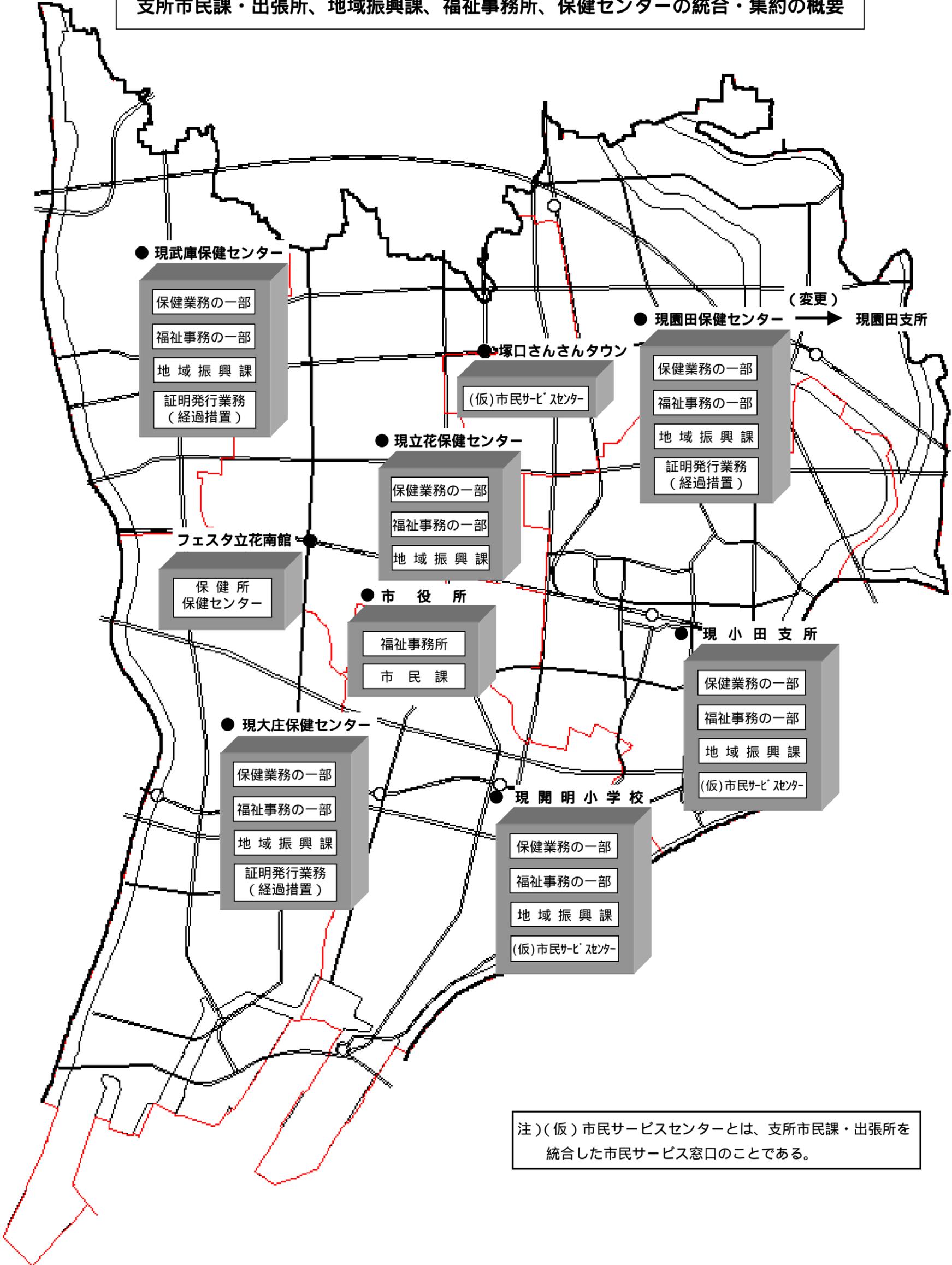
単位:百万円

単位:百万円

事業名等	事業概要(現行内容)	改革改善の方向	効果額 (一般財 源ベー ス)	改革改善の方向	効果額 (一般財 源ベー ス)
			16年度		16年度
5	齋場使用料の改定 1 対象 市民 2 意図 齋場の利用に対して、適正な受益者負担を徴収する。 3 手段 火葬 大人1体につき4,700円 小人(年齢10歳未満の者)1体につき2,300円 死産児1体につき1,100円 袍衣、産汚物等1個につき1,100円 葬儀式場 ・1時間30分まで3,000円 延長2時間まで1時間につき750円 4 平成15年度齋場使用料 200万円	1 改善内容 火葬 大人1体につき22,000円 小人(年齢12歳未満の者)1体につき11,000円 死産児1体につき5,500円 袍衣、産汚物等1個につき1,300円 葬儀式場 ・1回2時間まで5,200円 延長2時間まで1時間につき1,000円 新齋場の供用開始(平成16年4月)に合わせて、齋場使用料の改定を行う。 2 改善理由 齋場使用料のうち火葬料については、原価主義に基づき人件費と物件費を積算対象とし使用料を設定する。 葬儀式場の使用料については、本市の貸館の使用料の算定方式に準じて設定する。 3 実施時期 平成16年4月	70	1 改善内容 使用料を次のとおり改定する。ただし、大人、小人、死産児の火葬料については、平成16年度は改定後の使用料の1/2とする経過措置を行う。 火葬 大人1体につき22,000円 小人(年齢12歳未満の者)1体につき11,000円 死産児1体につき5,500円 袍衣、産汚物等1個につき1,300円 葬儀式場 ・1回2時間まで5,200円 延長2時間まで1時間につき1,000円 新齋場の供用開始(平成16年4月)に合わせて、齋場使用料の改定を行う。 2 改善理由 齋場使用料のうち火葬料については、原価主義に基づき人件費と物件費を積算対象とし使用料を設定する。 葬儀式場の使用料については、本市の貸館の使用料の算定方式に準じて設定する。 3 実施時期 平成16年4月 (大人、小人、死産児の火葬料については経過措置を行う。)	26
6	共同利用施設管理運営の見直し 1 対象 航空機騒音により著しく生活を阻害されている地域住民 2 意図 航空機騒音の障害の緩和に資するために、学習及び休養の場を提供する。 3 手段 社会福祉協議会等に施設の管理を委託し、光熱水費等の維持経費を市が負担している。 4 事業費(一般財源) 150万円(150万円)	1 改善内容 共同利用施設のうち航空機騒音対策の対象外となった17館について、普通財産として地域住民(社会福祉連絡協議会等)に無償で貸し付けることにより、費用負担の見直し(光熱水費等は地域負担)を行うとともに、これまで原則認められなかった使用料の徴収を認めるなど、地域住民による自主的な管理運営を行う。 また、築後、相当年数を経ており、実施に際しては必要な施設補修を行う。 2 改善理由 他の集会所との費用負担面での均衡と地域住民による自主的な運営を図るため。 3 実施時期 平成16年4月	-5	1 改善内容 共同利用施設のうち航空機騒音対策の対象外となった17館について、普通財産として地域住民(社会福祉連絡協議会等)に無償で貸し付けることにより、費用負担の見直し(光熱水費等は地域負担)を行うとともに、これまで原則認められなかった使用料の徴収を認めるなど、地域住民による自主的な管理運営を行う。 また、築後、相当年数を経ており、実施に際しては必要な施設補修を行う。 なお、経過措置として、管理運営面の円滑な移行を図るため、平成16年4月から9月までは、引き続き市が光熱水費を負担する。 2 改善理由 他の集会所との費用負担面での均衡と地域住民による自主的な運営を図るため。 3 実施時期 平成16年4月	-9
7	近松賞の休止 1 対象 市民等 2 意図 本市ゆかりの近松の功績を顕彰するとともに、次代の演劇界を担う優れた劇作家を世に紹介する「近松賞」により、特色ある都市「近松のまちあまがさき」を全国に情報発信する。 3 手段 現代演劇の戯曲を全国から公募。 4 事業費(一般財源) 140万円(140万円)	1 改善内容 近松賞を当分の間、休止する。ただし、第2回近松賞で大賞が出た場合は、募集要項に従い平成18年度に上演する。 2 改善理由 当分の間、財政負担の軽減を図るため。 3 実施時期 平成16年4月	5	1 改善内容 近松賞の募集を平成16年度から2年間休止し、18年度に再開する。 なお、第2回近松賞受賞作品は、平成18年度に上演する。 2 改善理由 当分の間、財政負担の軽減を図るため。 3 実施時期 平成16年4月	5
効果額計			-310	効果額計	-376

注 公共施設の再配置に際し、当初、施設整備に見込んでいた起債の適用が困難となったため、平成15年10月時点の効果額-165百万円(一般財源ベース)を修正し、置換えをしている。

支所市民課・出張所、地域振興課、福祉事務所、保健センターの統合・集約の概要



支所市民課・出張所、地域振興課、福祉事務所、保健センターの統合の概要

福祉事務所関係

	新福祉事務所	地域
(老人関係の主な事務)		
・老人福祉相談		
・養護老人ホーム入所措置		
・日常生活用具申請		
・在宅老人介護手当		
・徘徊高齢者家族支援		
(高齢者・障害者(児)関係の主な事務)		
・ねたきり者等理美容		
(障害福祉関係の主な事務)		
・支援費申請		
・身障手帳交付申請(受付・交付)		
・身障手帳異動届(異動諸届・更生台帳等)		
・療育手帳交付申請		
・重度心身障害者(児)介護手当		
・障害者施設入所		
・福祉タクシー制度申請		
・リフト付自動車派遣制度申請		
(介護保険関係の主な事務)		
・介護認定申請受付		
・介護保険各種届出受付		
・介護保険に関する相談		
・いきいき健康づくり事業		
・家族介護用品申請受付		
(福祉医療関係事務)		
・福祉医療 新規 異動諸届		
・福祉医療各種給付申請		
(その他の主な事務)		
・市バス特別乗車証交付		
(生活保護関係事務)		
・相談 申請受付		

保健センター関係

	新保健センター	地域
(母子関係の主な業務)		
・3か月児健診	(未受診者等)	
・1歳6か月児健診		
・3歳児健診		
・6か月児健診等		
・母子保健に係る相談、訪問、指導		
・親子かみかみ教室(歯科事業)		
・養育医療、育成医療申請		
(成人関係の主な業務)		
・リハビリ訓練指導		
・食生活改善講習会・栄養相談指導		
・成人健康教室・老人健康教室		
(精神関係の主な業務)		
・精神保健に係る相談、訪問、指導		
・精神保健グループ活動		
・精神障害者手帳交付		
(予防接種業務)		
・ツベルクリン、BCG	(未受診者等)	
・ポリオ		
(その他の主な業務)		
・市民健康増進スクール		
・難病に係る相談、訪問、指導		
・歯科保健に係る相談、訪問、指導		
・検便受付		
・結核患者等の相談、訪問、指導		

市民課・出張所関係

	市役所本庁	(仮)サービスセンター	地域(経過措置)
(戸籍関係の主な事務)			
・出生・死亡・離婚・婚姻届			
・戸籍謄抄本			
・除籍謄抄本			
(住民基本台帳関係の主な事務)			
・転入・転出・転居届			
・住民票の写し・附票等			
(印鑑登録・諸証明関係の主な事務)			
・印鑑登録・廃止届			
・印鑑登録証明書			
・その他証明(身分証明等)			
(外国人登録関係の主な事務)			
・外国人登録届			
・原票記載事項証明書			
(税務関係の主な事務)			
・市県民税課税額証明書、納税証明書			
・固定資産課税台帳記載事項証明			
・市県民税減免申請			
(国民健康保険・退職者医療関係の主な事務)			
・資格取得・喪失変更届(退職者含む)			
・保険料簡易申告書			
・高額療養支給申請書			
(国民年金関係の主な事務)			
・資格取得・喪失・変更届			
・法定免除・申請免除届			
・死亡一時金			
(その他の主な事務)			
・乳幼児医療費助成資格認定・医療費助成申請			
・児童手当認定請求			
・原動機付自転車の登録・廃車			
・介護保険等収納・納付書作成			

改革改善項目

改革改善項目の記載方法

1 項目

- ・ 改革改善項目については、執行方針ごとに、平成 15 年 2 月の経営再建プログラムに記載されている順序を基本とし、15 年度実施項目の削除や新たな項目の追加などを行い掲載している。
- ・ 表中「15 年 2 月ページ」欄は、平成 15 年 2 月の経営再建プログラムにおける掲載ページを示している。
- ・ 新たに追加した項目については、表中「15 年 2 月ページ」欄に「追加」と表示している。

2 効果額

- ・ 効果額については、原則として平成 16 年度予算案の事業費を基に、16 年度における単年度効果を、一般財源ベースで四捨五入により百万円単位で表示している。
- ・ 職員定数削減による効果額については、それぞれの項目に計上しているが、併せてその総額について「人件費の抑制を図る」において一括して計上している。
なお、効果額は、平均人件費(@919 万円)で算出している。
- ・ 改革改善の効果が、複数の執行方針に重なる場合にあっては、それぞれの項目で重複計上している。
- ・ 各執行方針ごとの合計欄における「収支改善額」は、上記重複計上額を整理するとともに、職員定数削減効果について新採単価に置き換えている。

3 その他

- ・ 今回の見直し項目を含む一部の項目について、平成 15 年 10 月時点から改革改善の方向欄等の文言を修正、追記している。
- ・ 参考として、17 年度以降の主な実施予定項目を一括して掲載している。
- ・ 改革改善項目の改善内容などについての問い合わせ先を、各項目ごとに改革改善の方向欄の末尾に記載している（所管課名：電話番号（市外局番は全て 06））、
取組（案）全般に関する内容についての問い合わせ先

行政経営推進室：6489 - 6124

1 平成 16 年度実施予定項目

(1) 人件費の抑制を図る

単位：百万円

15年 2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額	
				16年度	
1	67	職員定数の削減	<p>1 対象 全職員</p> <p>2 意図 職員定数の適正化を図ることにより人件費を抑制する。</p> <p>3 手段 事務事業の見直し、業務の民間委託化、執行体制の効率化</p> <p>4 事業費 一般職 3,873人 42,958百万円</p>	<p>1 改善内容 事務事業の見直し、執行体制の効率化、業務の民間委託、公共施設の統廃合等の取組を行うとともに、希望退職を募り、管理職層を含めて5年間で少なくとも900人の定数削減を行う。</p> <p>2 改善理由 職員定数の適正化を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成 15年度から順次実施する。</p> <p>(行政管理課 6489 - 6196)</p>	1,820
2	67	再任用制度の見直し	<p>1 対象 定年等退職者</p> <p>2 意図 年金制度の改正に合わせて再任用を行う。</p> <p>3 手段 再任用条例に基づく運用</p> <p>4 事業費 322百万円</p>	<p>1 改善内容 再任用制度の運用方法等を見直しを行う。</p> <p>2 改善理由 人件費抑制の一環として取り組むため。</p> <p>3 実施時期 平成 15～ 19年度</p> <p>(給与課 6489 - 6181)</p>	1,597
3	67	住居手当の見直し	<p>1 対象 全職員</p> <p>2 意図 職員の住宅事情等を考慮し、居住の区分に応じ一定の手当を支給する。</p> <p>3 手段 住居手当支給に関する規則に基づき支給</p> <p>4 事業費 706百万円</p>	<p>1 改善内容 住居手当の支給対象者の範囲を改めるとともに、手当額の見直しを行う。</p> <p>2 改善理由 国の状況等を踏まえ、見直しを図るため。</p> <p>3 実施時期 平成 16年度</p> <p>(給与課 6489 - 6181)</p>	
4	67	特殊勤務手当の見直し	<p>1 対象 支給要件である特殊性(危険・不快・不健康・困難)のある業務に従事する職員</p> <p>2 意図 勤務の特殊性に応じて支給することによって給与上の配慮を行う。</p> <p>3 手段 特殊勤務手当支給に関する規則に基づき支給</p> <p>4 事業費 243百万円</p>	<p>1 改善内容 開庁手当等、業務の特殊性の観点から、支給の必要性を見直す。</p> <p>2 改善理由 国基準を基本とし、他都市との均衡を踏まえる中で、制度を見直し適正化を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成 15年度 なお、開庁手当については平成 16年度に見直しを行う。</p> <p>(給与課 6489 - 6181)</p>	
5	68	管理職手当削減措置の実施	<p>1 対象 係長以上の職員</p> <p>2 意図 管理又は監督の地位にある職員の職務に基づき、管理職手当を支給する。</p> <p>3 手段 管理職手当の支給に関する規則に基づき支給</p> <p>4 事業費 878百万円</p>	<p>1 改善内容 例月の管理職手当を減額する。</p> <p>2 改善理由 人件費抑制の一環として取り組むため。</p> <p>3 実施時期 平成 16～ 19年度</p> <p>(給与課 6489 - 6181)</p>	

1 平成 16 年度実施予定項目

(1) 人件費の抑制を図る

単位 :百万円

	15年 2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
					16年度
6	68	退職手当の見直し	1 対象 定年等退職者 2 意図 国家公務員の退職手当制度に準じて退職手当を支給している。 3 手段 退職手当支給条例等に基づき支給 4 事業費 6,038百万円	1 改善内容 国の退職手当制度の見直しに準じた改正等を行う。 2 改善理由 平成 15年 10月の国家公務員退職手当法の改正に準じた見直し等を行い、国の支給水準との均衡を図るため。 3 実施時期 平成 16年度から経過措置を設けて、平成 17年度に本格実施する。 (給与課 6489 - 6181)	
7	68	超過勤務手当の縮減	1 対象 全職員 2 意図 超過勤務の縮減に努める。 3 手段 事業の廃止・縮減、執行管理の徹底、定時退庁の推進、36協定の締結、振替及び代休制度の促進など。 4 事業費 521百万円	1 改善内容 命令権者の執行管理の徹底、効率的な事業運営・事務執行を図り、超過勤務の縮減に努める。 2 改善理由 効率的な業務執行や人件費の抑制を図るとともに、職員の健康管理にも努めるため。 3 実施時期 継続して平成 16年度以降も取り組む。 (給与課 6489 - 6181)	
8	追加	給料等削減措置の実施	1 対象 特別職を含めた全職員 2 意図 職員の勤務の対価として支給する。 3 手段 給与条例等に基づき支給 4 事業費 17,490百万円	1 改善内容 例月の給料等を減額する。 2 改善理由 人件費抑制の一環として取り組むため。 3 実施時期 平成 16～ 19年度 (給与課 6489 - 6181)	

執行方針 1 効果額合計	3,417
--------------	-------

収支改善額	2,486
-------	-------

1 平成 16 年度実施予定項目

(2) 外郭団体の経営改善、統廃合を進める

単位：百万円

	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
					16年度
1	69	外郭団体 経営改善	1 対象 外郭団体に対する補助金 委託料 2 意図 手段 行政を補完・代替 支援する機能を果たしている 外郭団体について、補助金 委託料を支給する。 3 事業費 6,487百万円	1 改善内容 経営改善目標額の設定 外郭団体の高コスト体質の是正を図るため、各外 郭団体のモデル給与等と民間サービス業の給与水 準を比較し、その水準を越える部分を経営目標改 善額に設定し、年次的にその達成を図る。 利用料金制の導入の検討 外郭団体に管理運営を委託している公の施設の うち、主に余暇事業を実施している施設について、 利用料金制の導入について引き続き検討する。 2 改善理由 各外郭団体が適正なコストで運営できる仕組みを 構築することにより、委託料 補助金の見直しを図 る。 3 実施時期 平成 15年度からの 3か年間を基本に目標数値 への段階的到達に向けて調整する。 平成 15年度 予算額の上限10%の1/3 平成 16年度 " 10%の2/3 平成 17年度 " 10%の3/3 平成 16年度 引き続き検討 (行政経営推進室 6489 - 6124)	271
2	追加	自治振興 会の見直 し	1 対象 全職員 2 意図 勤労意欲の向上 3 手段 (財)尼崎市職員自治振興会を設置し、福利厚生 事業を実施 4 事業費 (一般財源) 311百万円 (311百万円)	1 改善内容 レクリエーション事業、給付事業等を見直すほか、 福利厚生施設においても業者に負担を求め、補助 金の削減を図る。また、職員会館を閉鎖し、その跡 地を売却する。さらに、財団法人を解消し、互助会 組織に移行する。 2 改善理由 福利厚生制度をライフスタイルの変化によるニー ズの多様化に対応するものとし、併せて負担とサー ビスの適正化を図る。 3 実施時期 平成 16年 4月 (職員会館跡地売却は平成 16年度中、互助会移 行は平成 17年 4月) (職員厚生課 6489 - 6186)	667

執行方針 2 効果額合計	938
--------------	-----

収支改善額	893
-------	-----

1 平成16年度実施予定項目

(3) 公共施設の再配置と統廃合を進め、市有財産の有効活用を図る

単位:百万円

15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額 16年度
1	70 福祉事務所の統合	1 対象 福祉事務所	1 改善内容 6行政区に配置している福祉事務所は、新福祉事務所として本庁に1か所統合する。 ただし、既存公共施設を活用して生活保護業務以外の地域に密着した相談、連絡調整及び受付業務などを行う 2 改善理由 市民サービスの効果的な提供を行うとともに、事務処理の効率化を図る。また、本庁福祉主管課体制を整備する。 3 実施時期 平成16年度 施設改修等 平成17年度 実施 統合・集約の概要は、12、13ページのとおり (公共施設再配置担当 :6489-6123) (福祉課 :6489-6348)	-398
2	70 保健センターの統合	1 対象 保健センター	1 改善内容 6行政区に配置している保健センターは、新保健センターとしてフェスタ立花南館に1か所統合する。 ただし、既存公共施設を活用して地域に密着した相談、訪問、乳幼児健康診査、リハビリテーション事業及び精神保健事業などを実施する。 2 改善理由 市民サービスの効果的な提供を行うとともに、事務処理の効率化を図る。 3 実施時期 平成16年度 施設改修等 平成17年度 実施 統合・集約の概要は12、13ページのとおり (公共施設再配置担当 :6489-6123) (保健企画課 :4869-3010)	
3	70 地域振興課の機能強化	1 対象 地域振興課	1 改善内容 協働のまちづくりと地域コミュニティの創造拠点として、地域団体・グループとの連携を深め、これら地域団体・グループの側面的支援を行うとともに、地域住民の関わり深い社会福祉協議会各支部との協力体制の充実を図る。 2 改善理由 市民の利便性と、より一層のコミュニティの向上を図る。 3 実施時期 平成16年度 施設改修等 平成17年度 実施 統合・集約の概要は12、13ページのとおり (公共施設再配置担当 :6489-6123) (コミュニティ推進課 :6489-6392)	
4	70 支所市民課、出張所の統合	1 対象 支所市民課、出張所	1 改善内容 支所市民課、出張所の12の窓口を、利便性の高い3つの駅周辺(阪急塚口駅、JR尼崎駅、阪神尼崎駅)に集約し、新たなサービスとして土曜日に住民票の写し等の証明書の交付を実施する。 なお、暫定的に3地区(大庄、武庫、園田)で既存公共施設を活用し、住民票の写し等の証明書を交付する。 2 改善理由 集約によるスケールメリットを図るとともに、市民にとって利便性の高い鉄道主要ターミナルに配置することにより市民サービスの効果的な提供を図る。 3 実施時期 平成17年1月 統合・集約の概要は12、13ページのとおり (公共施設再配置担当 :6489-6123) (市民部市民課 :6489-6408)	

1 平成 16 年度実施予定項目

(3) 公共施設の再配置と統廃合を進め、市有財産の有効活用を図る

単位:百万円

15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額 16年度	
5	70	共同利用施設管理運営の見直し	<p>1 対象 航空機騒音により著しく生活を阻害されている地域住民</p> <p>2 意図 航空機騒音の障害の緩和に資するために、学習及び休養の場を提供する。</p> <p>3 手段 社会福祉協議会等に施設の管理を委託し、光熱水費等の維持経費を市が負担している。</p> <p>4 事業費(一般財源) 150万円(150万円)</p>	<p>1 改善内容 共同利用施設のうち航空機騒音対策の対象外となった17館について、普通財産として地域住民(社会福祉連絡協議会等)に無償で貸し付けることにより、費用負担の見直し(光熱水費等は地域負担)を行うとともに、これまで原則認められなかった使用料の徴収を認めるなど、地域住民による自主的な管理運営を行う。</p> <p>また、築後、相当年数を経ており、実施に際しては必要な施設補修を行う。</p> <p>なお、経過措置として、管理運営面の円滑な移行を図るため、平成16年4月から9月までは、引き続き市が光熱水費を負担する。</p> <p>2 改善理由 他の集会施設との費用負担面での均衡と地域住民による自主的な運営を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成16年4月 (コミュニティ推進課 6489 - 6392)</p>	-9
6	71	廃園幼稚園の活用	<p>1 対象 地域住民</p> <p>2 意図 廃園幼稚園3園(成徳、上坂部、園田北)について、本格的な再利用方法が決まるまでの間、地域住民の集会・学習のための施設として暫定利用を行い、有効活用を図る。</p> <p>3 手段 地元の連協に無償で貸し付け、維持管理経費を市が負担している。</p> <p>4 事業費(一般財源) 100万円(100万円)</p>	<p>1 改善内容 成徳、上坂部については、継続し地元の連協に貸し付けるが、平成16年度から他の市立福祉会館と同様に維持管理経費は地元負担とし、20万円を超える修繕のみ市が負担する。また、園田北については、猪名寺保育所に転用し、平成16年度から民間移管を行う。</p> <p>2 改善理由 他の集会施設との費用負担面での均衡と地域住民による自主的な運営を図るとともに、施設の有効活用を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成16年4月 (コミュニティ推進課 6489 - 6392)</p>	1
7	72	公園配置の見直し	<p>1 対象 市内に設置されている公園(子ども広場等も含む。)</p> <p>2 現状 公園(住区基幹公園)の設置基準(括弧内はH15.4.1現在の箇所数) 街区公園(228箇所) 誘致距離 250m 面積 2,500㎡ 近隣公園(18箇所) 誘致距離 500m 面積 20,000㎡ 地区公園(6箇所) 誘致距離 1,000m 面積 40,000㎡</p>	<p>1 改善内容 公共施設の統廃合等により発生する大規模敷地に公園を配置し、その周辺の小規模な公園を廃止するなど、これまでの公園の規模、配置等について見直し、一定規模のまとまりのある市民に親しまれる公園とする。</p> <p>2 改善理由 ある程度の規模をもった良好な公園には周辺環境を改善するといった効果が期待できる。一定規模の公園とすることにより、多様な利用方法も期待でき、新たなコミュニティの醸成や非常時の防災拠点としての機能も期待できる。</p> <p>3 実施時期 平成16年度10月以降年次的に実施</p> <p>(公園課 6489-6531)</p>	22
8	72	小・中学校の適正規模・適正配置による学校跡地の活用	<p>1 対象 小・中学校の適正規模・適正配置による統合によって生じる学校跡地</p>	<p>1 改善内容 小・中学校の適正規模・適正配置による学校の跡地については売却を基本とするが、公共施設の再配置用地としての利用も含め、全市的なまちづくりの観点から有効活用について検討する。</p> <p>平成15年度末をもって廃止される開明小学校については、立地を活かした公共施設への転用や、関連用地及び敷地の一部売却により活用を図る。</p> <p>2 改善理由 公共施設の再配置を促し、まちの活性化を図るとともに、経済波及効果を期待する。</p> <p>3 実施時期 平成16年度</p> <p>(公共施設再配置担当 6489 - 6123)</p>	887

執行方針 3 効果額合計	503
--------------	-----

収支改善額	503
-------	-----

1 平成16年度実施予定項目

(4) 財源の確保を図る

単位:百万円

15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額 16年度
1	追加	貸館使用料の減免措置の見直し	<p>1 改善内容 施設の設置目的に合った使用に対する施設使用料の減免割合を5割とする。また、国、県等の公共団体の目的外使用に対する減免を廃止する。 労働福祉会館、労働センター 現行約8割減免 見直し後5割減免 公民館 現行10割減免 見直し後5割減免 すこやかプラザ 現行5～8割減免 見直し後5割減免 女性 勤労婦人センター 現行5～9割減免 見直し後5割減免</p> <p>2 改善理由 施設使用者の負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成16年10月 平成16年度当初予算には計上していない。 (労政課 6482 - 6180) (中央公民館 6482 - 1750) (児童企画課 6489 - 6341) (男女共同参画課 6436 - 6331)</p>	11
2	追加	<p>地区会館 1 対象 地域住民 2 意図 市民の生活文化の向上と社会福祉の増進を図るための各種の研修、レクリエーション及び集会の場を提供する。 3 手段 各行政区ごとに地区会館を設置している。 4 事業費(一般財源) 196百万円(196百万円) 平成15年度地区会館使用料 10百万円</p> <p>青少年センター 1 対象 青少年等 2 意図 青少年の健全育成と福祉の増進を図るため各種事業を推進する施設であり、若者達の相互のふれあいと交流を深め、自主的な活動を推進する。 3 手段 各種青少年団体への活動の場の提供 青少年指導者養成のための各種講座の開催など 4 事業費(一般財源) 34百万円(33百万円)</p>	<p>1 改善内容 貸館使用料の減免措置の見直しに併せて、地区会館を有料化し、目的内使用について一律5割減免とする。 青少年センターについては、目的外の使用料を徴収する。</p> <p>2 改善理由 受益者負担の適正化と公民館等の類似施設との均衡を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成16年10月</p> <p>平成16年度当初予算には計上していない。</p> <p>(コミュニティ推進課 6489-6392) (青少年育成課 6429-3020)</p>	16
3	追加	<p>1 対象 事業者及び市民 2 意図 受益者負担の適正化を図る。 3 手段 使用料・手数料の徴収 4 平成15年度予算 ・クリーンセンター使用料(ふん尿) 3,804千円 一般廃棄物処理手数料 (業務上多量排出し尿) 729千円 診断書 5,859千円</p>	<p>1 改善内容 クリーンセンター使用料(ふん尿) 30リットル 22円 26円 急激な負担増を軽減するため、平成13年4月改定時と同様に改定上限率を120%とし、改定を行う。 一般廃棄物処理手数料 (業務上多量排出し尿) 基本料金 9,900円 11,700円 超過料金1,000リットルを超える場合 30リットル 495円 585円 急激な負担増を軽減するため、改定上限率を120%とし、改定を行う。 診断書 1件 1,000円 1,500円 県立病院の診断書1,500円に合わせて改定する。</p> <p>2 改善理由 受益者負担の適正化を図る。</p> <p>3 実施時期 平成16年7月 (クリーンセンター 6409 - 0101) (美化環境局業務課 6409 - 0053) (健康増進課 4869 - 3016) (障害福祉課 6489 - 6352)</p>	3

1 平成16年度実施予定項目

(4) 財源の確保を図る

単位:百万円

15年2月 ページ		事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額 16年度
4	73	本庁舎来庁者用駐車場の有料化	<p>1 対象 本庁舎来庁者</p> <p>2 意図 来庁者への便宜を図るとともに、周辺道路の違法駐車防止に寄与する。</p> <p>3 手段 105台分の駐車場(無料)を確保している。</p> <p>4 事業費(一般財源) 12百万円(12百万円)</p>	<p>1 改善内容 本庁舎来庁者用駐車場の利用者から使用料を徴収する。また、駐車場に係る管理経費の削減を検討する。 開場時間 午前7:00~午後10時 (年末年始を除く休日も開場) 使用料 最初の1時間無料 1時間を超える場合、30分につき100円を徴収する。</p> <p>2 改善理由 公有財産の有効活用を図るとともに、駐車場の適正な利用を促進するため。</p> <p>3 実施時期 平成16年8月</p> <p>(管財課 6489 - 6207)</p>	-7
5	73	クリーンセンター使用料減免の見直し	<p>1 対象 (減免規程) 厄崎市立クリーンセンター条例第7条 天災その他特別の理由があると市長が認めるときは、使用料を減免することができる。 同施行規則第5条第3項 条例第7条に規定する特別の理由は、使用料を納付すべきものが次の各号の一に該当する場合とする。 生活保護法によって保護を受けている者 公益を目的とする事業を営業者 その他市長が使用料を減免する必要があると認められた者</p> <p>2 意図 公共施設や市場商店街等からのごみについては、公共性が高いなどの理由から処理費用の減免措置が実施されている。</p> <p>3 手段 減免措置</p> <p>4 平成15年度使用料 311百万円</p>	<p>1 改善内容 ごみの自己処理責任の明確化や費用負担の公平性の確保等の観点から、クリーンセンター条例施行規則及び運用基準における減免規定について見直しを行う。</p> <p>2 改善理由 廃棄物排出事業所の自己処理責任の明確化 公平な費用負担の確保 ごみ減量・リサイクルの推進</p> <p>3 実施時期 平成15年度(公共施設等)実施済み 平成16年4月(市場、商店街)</p> <p>(クリーンセンター 6409-0101)</p>	166
6	74	斎場使用料の改定	<p>1 対象 市民</p> <p>2 意図 斎場の利用に対して、適正な受益者負担を徴収する。</p> <p>3 手段 火葬 大人1体につき4,700円 小人(年齢10歳未満の者)1体につき2,300円 死産児1体につき1,100円 胞衣、産汚物等1個につき1,100円 葬儀式場 ・1時間30分まで3,000円 延長2時間まで1時間につき750円</p> <p>4 平成15年度斎場使用料 20百万円</p>	<p>1 改善内容 使用料を次のとおり改定する。ただし、大人、小人、死産児の火葬料について、平成16年度は改定後の使用料の1/2とする経過措置を行う。 火葬 大人1体につき22,000円 小人(年齢12歳未満の者)1体につき11,000円 死産児1体につき5,500円 胞衣、産汚物等1個につき1,300円 葬儀式場 ・1回2時間まで5,200円 延長2時間まで1時間につき1,000円 新斎場の供用開始(平成16年4月)に合わせて、斎場使用料の改定を行う。</p> <p>2 改善理由 斎場使用料のうち火葬料については、原価主義に基づき人件費と物件費を積算対象とし使用料を設定する。 葬儀式場の使用料については、本市の貸館の使用料の算定方式に準じて設定する。</p> <p>3 実施時期 平成16年4月 (大人、小人、死産児の火葬料については経過措置を行う。)</p> <p>(生活衛生課 4869 - 3017)</p>	26

1 平成16年度実施予定項目

(4) 財源の確保を図る

単位:百万円

	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
					16年度
7	74	保育料の改定	1 対象 保育に欠ける就学前児童。 2 意図 受益者負担として、保護者の所得階層に応じ、毎月一定の保育料を徴収する。 3 手段 所得階層に応じた保育料を毎年設定するとともに、減免制度を設けるなど、受益者負担の適正化を図る。 4 平成15年度保育料 1,311百万円	1 改善内容 尼崎市子育て支援に係る受益と負担のあり方検討会議からの提言を踏まえ、新たな保育料体系を策定した。この保育料体系に到達する年度を平成19年度とし、平成16～19年度までの増減額は経過措置として概ね均等に4分割する方法で保育料を改定する。 2 改善理由 検討会議からの提言の内容は、現行の保育料体系の一部に受益負担の考え方を取り入れ、階層を簡素化することや、所得が低い層に配慮を行うなどであり、この提言を基本に新たな保育料体系を策定し、保育料を改定する。 3 実施時期 平成16年4月 (児童企画課 :6489 - 6341)	20
8	75	市営住宅維持管理業務の見直し(付属駐車場の利用率の向上)	1 対象 市営住宅に設置した駐車場 2 意図 市営住宅駐車場の適正な管理を行い、入居者の住環境の維持向上に寄与する。 3 手段 公営住宅法等関係法令に基づき、保守管理業務等を行う 4 事業費	1 改善内容 利用率の低い付属駐車場において、現状の1戸1台から1戸複数台の使用について許可する。 2 改善理由 利用率の低い駐車場の活用を図り、新たな収益を確保する。 3 実施時期 平成16年4月 (住宅政策課 :6489 - 6608)	1
9	76	固定資産税等賦課徴収業務における減免の廃止	1 対象 納税者 2 意図 公益のための政策税制 3 手段 市税の全部又は一部の減免 4 平成15年度減免額 321百万円	1 改善内容 新築住宅に係る都市計画税の減免制度(家屋2分の1減免・3階以上の中高層耐火新築住宅は5年度分、その他の新築住宅は3年度分)の廃止 社会保険医に対する固定資産税(都市計画税の減免制度(診療の用に供する家屋2分の1減免)の廃止(5か年の経過措置を設ける)) 社会保険医に対する固定資産税の減免制度(診療の用に供する償却資産10分の3減免)の廃止 柔道整復師に対する固定資産税(都市計画税の減免制度(施術の用に供する家屋10分の3減免)の廃止) 公共性を有する公益法人に対する固定資産税・都市計画税の減免制度(土地・家屋全額減免)の廃止 2 改善理由 新築住宅に対する都市計画税の減免は、良質な住宅確保を目的に地方税法の規定による固定資産税の減額措置と併せて実施しているところであるが、現下の財政状況を考えた場合、見直す必要があると考えられるため。[近隣都市では神戸市(平成17年度課税分から廃止)と大阪市のみである] ~ 社会保険医等に対する減免は、市民健康向上策への寄与を目的に減免を行っているが、現下の財政状況を考えた場合、見直す必要があると考えられるため。 事業活動の公共性に着目して減免を行っているが、現下の財政状況を考えた場合、見直す必要があると考えられるため。 3 実施時期 平成16年度課税分から実施 (新築住宅に係る都市計画税の減免制度の廃止は、平成15年1月2日以降に新築した家屋について適用する) (税務管理課 :6489-6242)	147

1 平成 16 年度実施予定項目

(4) 財源の確保を図る

単位：百万円

	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
					16年度
10	追加	水路の適 正管理	1 対象 尼崎市内全指定水路に架設されている通路橋 (指定水路延長約 209km) 2 意図 水路の保全と適正な利用を図る。 3 手段 尼崎市水路管理条例で指定した水路上に架設さ れている通路橋について実態調査を行う。 4 事業費(一般財源) 25百万円(15年度歳入)	1 改善内容 条例で指定した水路上に架設されている通路橋 の実態調査を行い、適正な管理を図る。 2 改善理由 水路の適正管理及び公平性の確保を図るため。 3 実施時期 平成 16年 4月 (河港課 6489-6498)	6

執行方針 4 効果額合計	389
--------------	-----

収支改善額	319
-------	-----

1 平成 16 年度実施予定項目

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位:百万円

15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
				16年度
1	79 職員研修 事業の再 構築	<p>1 対象 市職員</p> <p>2 意図 人材育成計画に基づいた研修体系の下に、計画的かつ職員の主体性を尊重した職員研修を推進することにより、時代が求める組織の人づくりを目指す。</p> <p>3 手段 職場研修、能力開発支援課研修、自主研修を実施する。能力開発支援課研修は、基本研修、専門研修、一般研修の体系で実施している。</p> <p>4 事業費（一般財源） 55百万円（55百万円）</p>	<p>1 改善内容 能力開発支援課研修の体系を見直し、職員に期待される役割や求められる能力に対応した、目的を明確にした新研修体系を構築する。新研修体系に基づき実施する研修に民間の研修事業者の持つ専門的知識やノウハウを導入、活用することにより、研修内容の充実と質の向上を図る。</p> <p>2 改善理由 人材育成計画の推進を基本として、今後の新たな行政課題に的確に対応し、次代を担い得る資質の高い人材の育成を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成 16年 4月</p> <p>(能力開発支援課 6489 - 6121)</p>	1
2	79 場内清掃 洗濯等業 務の見直 し	<p>1 対象 美化事業部庁舎等 庁舎等 鉄骨鉄筋コンクリート3階建庁舎、車庫、車両整備工場及び洗濯工場 敷地面積 25,337.15m²</p> <p>2 意図 庁舎の清潔の保持及び労働安全衛生の確保を図る。</p> <p>3 手段 場内清掃業務、洗濯業務等</p> <p>4 事業費（一般財源） 54百万円（54百万円）</p>	<p>1 改善内容 正規職員から嘱託員への切り替えにより、経費の削減を行う。また洗濯業務については、外注化を図る。</p> <p>2 改善理由 経済性、効率性を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成 16年 4月から年次的に実施</p> <p>(業務管理担当 6409-1321)</p>	21
3	80 家庭ごみ 収集体制 及び委託 比率の見 直し	<p>1 対象 家庭ごみ収集・処理体制</p> <p>2 意図 平成 17年度の新焼却炉稼動に合わせ、家庭ごみ分別区分の見直しとそれに基づく収集・処理体制並びに収集委託比率の見直しを図る。</p> <p>3 手段 ごみ収集・処理業務</p> <p>4 事業費（一般財源） 2,305百万円（2,305百万円）</p>	<p>1 改善内容 分別区分の見直し、それに対応した収集・処理体制及び委託比率の見直し</p> <p>2 改善理由 社会動向や市民ニーズに合致した適切な分別システム等に伴う効率的な収集・処理体制を構築するため。</p> <p>3 実施時期 平成 16年 10月以降収集体制等変更に伴う市民への広報 平成 17年度収集体制及び委託比率の見直し</p> <p>(美化事業推進室 6409-1341)</p>	-10

1 平成 16 年度実施予定項目

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位:百万円

15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額	
				16年度	
4	82	保育所の環境改善及び民間移管	<p>1 対象 保育に欠ける就学前児童。</p> <p>2 意図 児童の健全な育成及び資質の向上に寄与することを目的とし、保護者が安心して子育てと仕事の両立を図れる環境づくりを推進する。</p> <p>3 手段 保育事業の円滑な実施推進、障害児保育、延長保育等の実施 保育材料の購入と給食の実施 公立保育所の維持管理 35か所(プレハブ15か所、鉄筋20か所) 児童定員 2,850人 児童入所者数 2,712人(H15.9.1現在) 0歳(61人) 1歳(313人) 2歳(435人) 3歳(622人) 4歳(656人) 5歳(625人) 保育時間 午前7時30分から午後6時30分(11時間保育)、午後7時までの延長保育有り(別料金)</p> <p>4 事業費(一般財源) 4,686百万円(3,005百万円)</p>	<p>1 改善内容 民間法人主体による公立保育所(プレハブ5か所)の建替えを進めるとともに、移管を行う。建替え費用の一部を負担する新たな補助制度を構築する。</p> <p>2 改善理由 保育環境の改善、待機児童の解消、多様な保育ニーズへの対応、保育所運営の効率化の視点から、民間活力の導入も図るなかでプレハブ保育所の建替えを進める。</p> <p>3 実施時期 平成16年度から年次的に実施 <平成16年4月> 猪名寺保育所(廃園幼稚園[園田北]活用) <平成17年度> 武庫北保育所(県警西昆陽待機宿舍跡) <平成18年度> 武庫西保育所 東園田保育所 <平成19年度> 常光寺保育所</p> <p>4 その他 具体的な実施時期が確定している保育所について、保育所用地の売却収入や施設整備費、開設準備補助金などを効果額に追加する。</p> <p>(児童企画課 6489 - 6341)</p>	121
5	83	女性・勤労婦人センター管理運営業務及び男女共同参画課業務のアウトソーシング	<p>1 対象 市民等</p> <p>2 意図 女性の自立及び社会参加の促進並びに女性労働者の福祉に関する事業と女性グループ等の活動の場の提供を行うことにより、一人ひとりを大切に、個性・主体性を重視するまちづくりをめざす。</p> <p>3 手段 一部外部委託しているほか、正規職員7人及び嘱託員1人で実施している。</p> <p>4 事業費(一般財源) 100百万円(91百万円)</p>	<p>1 改善内容 女性 勤労婦人センターの管理業務(施設の利用受付許可、使用料の徴収等)をはじめ、啓発、就業支援、情報提供などの事業(男女共同参画課所管事務事業のうち、職員が直接に実施しなければならないものを除く)について、改正地方自治法に基づく指定管理者制度を導入する。</p> <p>2 改善理由 事務事業の効果的で効率的な執行を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成16年7月</p> <p>(男女共同参画課 6436 - 6331)</p>	9
6	84	道路等維持管理業務のアウトソーシング	<p>1 対象 市内道路延長約820Kmに係る、道路舗装や緊急の陥没補修及び側溝補修や清掃 道路付属施設である安全柵等の補修 道路排水の取付管及び排水桝の新設・補修。 水路等の補修</p> <p>2 意図 適正な道路・水路維持管理により、市民生活の保全を図る。</p> <p>3 手段 4人1組、4班体制で実施している。</p> <p>4 事業費(一般財源) 148百万円(148百万円)</p>	<p>1 改善内容 現在、直営で実施している業務の一部を民間に委託する。</p> <p>2 改善理由 現行の維持管理業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成16年4月</p> <p>(土木事務所 6422-5034)</p>	9

1 平成 16 年度実施予定項目

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位:百万円

15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
				16年度
7	85 公園等維持管理事業のアウトソーシング	1 対象 市内一円の公園等(都市公園、子ども広場、緑地緑道、街路樹 合計856箇所)の清掃、除草、かんすい、樹木剪定等の保護育成、巡回点検、遊具の補修を行う 2 意図 適正な公園維持管理により、市民生活の保全を図る。 3 手段 4人1組、4班体制で実施している。 4 事業費(一般財源) 148百万円(148百万円)	1 改善内容 現在、直営で実施している業務の一部を民間に委託する。 2 改善理由 現行の維持管理業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成16年4月 (土木事務所 :6422-5294)	28
8	85 放置自転車対策事業の見直し	1 対象 市民及び事業者 2 意図 放置禁止 抑制区域内での自転車の撤去により、市民生活安全の保持と良好な都市環境の保全を図る。 3 手段 平成14年度から、既成の撤去班に加え新たに一班を加えることにより撤去の強化を図っている。 4 事業費(一般財源) 39百万円(39百万円)	1 改善内容 既成班の職員編成について見直しを図る。 2 改善理由 現行業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。 3 実施時期 平成16年4月 (交通安全課 :6489-6504)	7
9	追加 尼崎緑化協会への事務移行	1 対象 街なみ街かど花づくり運動及び花のまちあまがさきチューリップ運動 2 意図 協働の取組としての花と緑のまちづくり運動の支援を図る 3 手段 市民ボランティア等による「花づくり」 4 事業費(一般財源) 60百万円(60百万円)	1 改善内容 業務の一部を(財)尼崎緑化協会に委託する。 2 改善理由 街なみ街かど花づくり運動、協働の花づくり活動などの緑化事業のさらなる推進及び(財)尼崎緑化協会の機能強化を図る。 3 実施時期 平成16年4月 (花さくまち推進室 :6489-6530)	1
10	87 公民館分館のアウトソーシング	1 対象 全市民 2 意図 生涯学習の拠点施設として、教育・文化等に関する各種事業を実施するとともに学習等の場の提供を行い、住民の教養の向上、健康の増進等を図り、文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。 3 手段 市内公民館27館(地区館6館、分館21館)において各種講座を開催 大小ホール、学習室等の貸し出し 図書の貸し出し 自主学習グループの育成など 4 事業費(一般財源) 787百万円(786百万円)	1 改善内容 分館21館のうち14館について、館長を設置するとともに、その管理運営に係る部分を地域団体に委託し、地域に根ざした分館運営を行うことにより、地域との協働の実現を目指す。 併せて、館長の公募制の導入も念頭においた取組を進めていく。 2 改善理由 地域に密着した分館運営と業務の一層の効率化を図る。 3 実施時期 平成16年4月 (中央公民館 :6482-1750)	29

1 平成 16 年度実施予定項目

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位:百万円

15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額	
				16年度	
11	87	図書館管理運営事業のアウトソーシング	<p>1 対象 市内在住者、在勤在学者 阪神 6市 1町在住者</p> <p>2 意図 市民の生涯学習に対するニーズや生活課題の解決を図るため図書館において資料、情報の提供を行う。</p> <p>3 手段 図書の出し、返却(配架)業務 図書の選定、発注、検収、入力、装丁、書庫入れ、修理等 児童サービス(児童向けお話し会及びビデオ上映会の開催) 障害者サービス(点字図書、朗読カセットの貸し出し、対面朗読) 調べ学習等各種調査研究に対する相談業務 阪神間公立図書館相互協力事務等 読書週間行事などの事業や広報(機関紙の発行)業務</p> <p>4 事業費(一般財源) 391百万円(390百万円)</p>	<p>1 改善内容 図書館の管理運営業務に民間活力を導入するとともに祝日開館を実施する。 (委託業務内容) 受付カウンター 配架 貸出カード発行、予約の受付 簡単なレファレンス 読書案内 閲覧室の受付等</p> <p>2 改善理由 管理経費の削減を図る。 祝日開館実施による市民サービスの向上。</p> <p>3 実施時期 平成 16年 4月</p> <p>(中央図書館 6481-5244)</p>	33
12	87	田能資料館管理運営事業の見直し	<p>1 対象 全市民</p> <p>2 意図 田能遺跡から出土した考古資料を公開することにより、文化財や郷土文化に対する関心を高め、教育、学術及び文化の振興を図る。</p> <p>3 手段 出土品や復元住居を公開する。 特別展の開催 古代のくらし体験学習会(館の運営) 正規職員 1人(館長)、嘱託員 3人の計 4人により行っている。</p> <p>4 事業費(一般財源) 25百万円(25百万円)</p>	<p>1 改善内容 業務の執行体制の見直しを図る。</p> <p>2 改善理由 管理経費の削減を図る。</p> <p>3 実施時期 平成 16年 4月</p> <p>(歴博・文化財担当 6429-0362)</p>	6
13	88	青少年いこいの家管理運営事業のアウトソーシング	<p>1 対象 青少年団体・市民等</p> <p>2 意図 豊かな自然の中での野外活動体験や宿泊生活を通じて、青少年の健全育成を図る。</p> <p>3 手段 自然に恵まれた野外活動施設で自然とのふれあいや野外活動を体験する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 41百万円(40百万円)</p>	<p>1 改善内容 青少年いこいの家の管理運営業務について、改正地方自治法に基づく指定管理者制度を導入する。</p> <p>2 改善理由 施設の管理運営等の効果的で効率的な執行を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成 16年 7月</p> <p>(青少年育成課 6429-3020)</p>	12
14	89	美方高原自然の家管理運営事業(「七のき村」野外活動事業含む)の見直し	<p>1 対象 青少年等</p> <p>2 意図 豊かな自然の中での野外活動及び宿泊生活を通じて青少年の健全な育成を図るとともに、市民に自然に親しむためのレクリエーション活動の場を提供し、自然への理解を深める。</p> <p>3 手段 体験できる場の提供 自然体験ができる事業を実施(冒険教室、なごり雪ハイキング、スキー・スノーボード講座など)</p> <p>4 事業費(一般財源) 158百万円(141百万円)</p>	<p>1 改善内容 市からの派遣職員を嘱託員とする。 野外活動事業について、参加者負担金の見直しを行う。 バス借上料の 2分の 1を参加費に加算する。</p> <p>2 改善理由 管理経費の削減を図る。 受益者負担の適正化を図る。</p> <p>3 実施時期 平成 15年度(ただし、嘱託員への転換については平成 16年 4月から)</p> <p>(青少年育成課 6429-3020)</p>	5

1 平成 16 年度実施予定項目

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位:百万円

15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
				16年度
15	91 心身障害者(児)医療費助成事業の所得制限の見直し	<p>1 対象 医療保険加入者で身体障害者手帳 1～3級(知的障害重度・中度(Q50以下)の者)</p> <p>2 意図 心身障害者に対し、医療を受ける際に要する一部負担金を助成することにより、その負担を軽減し、もって福祉の増進を図る。</p> <p>3 手段 保険診療医療費のうち、対象者が負担すべき額を助成する。 老人保健法による医療を受診した際に支払う一部負担金相当額を助成する。 所得制限 なし</p> <p>4 事業費(一般財源) 1,518百万円(1,038百万円)</p>	<p>1 改善内容 本人に係る所得制限額を現行の県基準である特別児童扶養手当の所得制限額とする。 扶養義務者に係る所得制限額は現行制度内容で継続する。(所得制限なし)</p> <p>2 改善理由 現行市基準の対象者の収入状況や医療費の実績を踏まえて検討した結果、本人に係る所得制限額を現行の県基準である特別児童扶養手当の所得制限額とする。 障害者自身の自立促進のためには、家族の支えが必要であることから、障害を持つ者がいる世帯の種々の負担の軽減を図り、家族への側面的な支援を行う。</p> <p>3 実施時期 平成 16年 7月</p> <p>(福祉医療課 6489 - 6359)</p>	46
16	92 入院生活福祉給付金給付事業対象者の見直し	<p>1 対象 心身障害者(児)・乳幼児・母子家庭等医療費助成事業の各受給者</p> <p>2 意図 対象者が入院した場合に負担する入院時食事療養費標準負担額相当額を入院生活福祉給付金として給付することにより、精神的、経済的等の負担を軽減し、これらの者の生活等の支援を図る。</p> <p>3 手段 入院時食事療養費標準負担額相当額を入院生活福祉給付金として支給する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 126百万円(75百万円)</p>	<p>1 改善内容 心身障害者(児)医療費助成事業及び母子家庭等医療費助成事業において変更した市基準の所得制限額を超える所得のある者は対象外とする。</p> <p>2 改善理由 上記助成事業の対象者と連動するため。</p> <p>3 実施時期 平成 16年 7月</p> <p>(福祉医療課 6489 - 6359)</p>	2
17	92 重度身体障害者リフト付自動車派遣事業の委託	<p>1 対象 市バス特別乗車証、福祉タクシーチケット及び高齢者移送サービスチケットの交付を受けていない者で車椅子等によらなければ移動困難な者</p> <p>2 意図 市バスに乗ることが困難な在宅の重度身体障害者に対して、リフト付自動車を派遣することにより、日常生活の行動範囲の拡大と積極的な社会参加の促進を図る。</p> <p>3 手段 利用目的 医療機関、公的機関、施設への入所等 利用回数 :1人年間片道利用で48回 実施方法 尼崎交通事業振興(株)に委託</p> <p>4 事業費(一般財源) 10百万円(9百万円)</p>	<p>1 改善内容 民間事業者の活用により、車両の確保を図るとともに経費の節減を行う。</p> <p>2 改善理由 事業の効率的な運営を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成 16年 4月</p> <p>(障害福祉課 6489 - 6352)</p>	0

1 平成 16 年度実施予定項目

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位:百万円

15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額	
				16年度	
18	93	身体障害者更生施設等の利用に係る負担金の見直し	<p>1 対象 施設を利用する身体障害者とその扶養義務者</p> <p>2 意図 身体障害者更生施設等の利用者に対して、更生等に必要な指導及び訓練などを支援する。</p> <p>3 事業費(一般財源) 平成 15年度から身体障害者施設支援事業として実施 553百万円(288百万円)</p> <p>4 その他 平成 15年度支援費へ移行したことにより、利用者等が負担する費用について、これまで市へ支払っていたものが契約した各事業者への支払いとなった。 (参考:下記は平成 14年度予算における市の歳入額) 32百万円(国基準 50百万円)</p>	<p>1 改善内容 施設利用者に係る負担金については、国基準どおりとする。扶養義務者に係る負担金は求めない。ただし、施設利用者に係る負担金については、激変緩和措置として、平成 16年度においては現行市基準と国基準の差の半額を軽減する。</p> <p>2 改善理由 (施設利用者本人から、国基準どおりの負担を求める理由) 施設利用者が、自身の得た収入で主体的に施設を利用することにより、利用者自身の自立意識を高める。また、施設利用には在宅生活を代替し、補完する部分がある。 (扶養義務者から負担を求めない理由) 障害を持つ者がいる家族における種々の負担の軽減を図り、家族への側面的な支援を行うことで、施設利用者の一層の自立を促進する。</p> <p>3 実施時期 平成 16年 7月 激変緩和策を踏まえ実施 平成 17年 7月 完全実施</p> <p>(障害福祉課 6489 - 6352)</p>	7
19	93	知的障害者更生施設等の利用に係る負担金の見直し	<p>1 対象 施設を利用する知的障害者とその扶養義務者</p> <p>2 意図 知的障害者更生施設等の利用者に対して、自活に必要な指導及び訓練などを支援する。</p> <p>3 事業費(一般財源) 平成 15年度から知的障害者施設支援事業として実施 1,672百万円(837百万円)</p> <p>4 その他 平成 15年度支援費へ移行したことにより、利用者等が負担する費用について、これまで市へ支払っていたものが契約した各事業者への支払いとなった。 (参考:下記は平成 14年度予算における市の歳入額) 72百万円(国基準 74百万円)</p>	<p>1 改善内容 従前どおり、施設利用者に係る負担金については、国基準どおりとし、扶養義務者に係る負担金については求めない。</p> <p>2 改善理由 (従前どおり、施設利用者本人から、国基準どおりの負担を求める理由) 施設利用者が、自身の得た収入で主体的に施設を利用することにより、利用者自身の自立意識を高める。また、施設利用には在宅生活を代替し、補完する部分がある。 (従前どおり、扶養義務者から負担を求めない理由) 障害を持つ者がいる家族における種々の負担の軽減を図り、家族への側面的な支援を行うことで、施設利用者の一層の自立を促進する。</p> <p>3 実施時期 平成 16年 7月</p> <p>(障害福祉課 6489 - 6352)</p>	0
20	95	老人医療費助成事業の所得制限の見直し	<p>1 対象 県:65~69歳の高齢者(老人保健法医療受給者を除く) ・所得制限:有(平成 15年 7月から住民税非課税) 市:65~69歳の高齢者(老人保健法医療受給者を除く) ・所得制限額 1,450千円(平成 14年 7月~) (所得制限額に扶養控除等の加算を行い、所得から社会保険料等を控除した額)</p> <p>2 意図 医療費の一部を助成することにより、老人保健の向上に寄与するとともに老人福祉の増進を図る。</p> <p>3 手段 保険診療医療費のうち、受診者が負担すべき額から、老人保健法の規定により算出した一部負担金に相当する額を控除した額を助成する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 1,555百万円(940百万円)</p>	<p>1 改善内容 所得制限額については、現行の市基準である 145万円(加算・控除あり)を継続するが、市基準の対象者について、医療費に係る本人負担を現行の 1割負担から 2割負担に変更する。</p> <p>2 改善理由 現行市基準の対象者の収入状況や医療費の実績を踏まえて検討した結果、所得制限については現行どおりとするが、医療費に係る本人負担を 2割負担とする。</p> <p>3 実施時期 平成 16年 7月</p> <p>(福祉医療課 6489 - 6359)</p>	78

1 平成 16 年度実施予定項目

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位:百万円

15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
				16年度
21	96 老人福祉センターA型の今後のあり方の検討	<p>1 対象 60歳以上の高齢者</p> <p>2 意図 生きがいづくりや仲間づくりなど高齢者の日常生活のうるおいを図る。</p> <p>3 手段 施設への通所により、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーションなどに関する事業を実施する。 老人福祉センターの管理運営委託委託先 (財)尼崎市高齢者生きがい促進協会 総合老人福祉センター(特A型) 鶴の巣園 千代木園 福喜園 和楽園(A型) (社)尼崎市シルバー人材センター 和楽園のワーク部門 尼崎市老人福祉センター分館等運営協議会 老人福祉センター分館等</p> <p>4 事業費(一般財源) 284百万円(284百万円)</p>	<p>1 改善内容 高齢者の生きがいづくり、健康づくり及びコミュニティ形成の場として、老朽化した鶴の巣園を建て替える。老人福祉センターA型については利用者のニーズ、時代に適応した事業を実施していく。</p> <p>2 改善理由 現行施設機能を維持した改築を行う一方、積極的な事業見直しを行い、高齢者のニーズに対応した新たな事業への再構築を進め、幅広い利用者に対する質の高いサービス提供を促進していくとともに、効率的な運営に努める。</p> <p>3 実施時期 平成16年度 旧鶴の巣園施設の解体、基本設計等 平成17年度 施設整備 平成18年度 供用開始</p> <p>(高年福祉担当課 6489 - 6356)</p>	-26
22	98 母子家庭等医療費助成事業の所得制限の見直し	<p>1 対象 県 配偶者のない女子で、18歳未満に属する年度の末日以前の児童を扶養している者とその児童(20歳に達する日の属する月の末日以前の高等学校等在学中の者を含む) ・母子に類似の父子、遺児にも適用 ・所得制限は児童扶養手当に準ずる 市 配偶者のない女子で、18歳未満に属する年度の末日以前の児童を扶養している者とその児童(20歳に達する日の属する年度の末日以前の高等学校等在学中の者を含む) ・県制度と同じく、父子、遺児にも適用 ・所得制限は平成元年7月1日に導入 3,700千円(扶養家族0人の場合)</p> <p>2 意図 母子家庭の母、父子家庭の父及びこれらに扶養されている児童並びにこれに準ずる児童に対し、医療費の一部を助成することにより、母子等の保健の向上に寄与するとともに福祉の増進を図る。</p> <p>3 手段 保険診療医療費のうち、対象者が負担すべき額を助成する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 504百万円(339百万円)</p>	<p>1 改善内容 所得制限額を児童扶養手当の扶養義務者等の所得制限額とする。(現行 扶養家族0人の場合 236万円)</p> <p>2 改善理由 現行市基準の対象者の収入状況や医療費の実績を踏まえて検討した結果、上記の所得制限額とする。</p> <p>3 実施時期 平成16年7月</p> <p>(福祉医療課 6489 - 6359)</p>	10
23	98 児童福祉施設入所心身障害児徴収補助金の見直し	<p>1 対象 本市に居住する児童で次の施設に措置されている者の扶養義務者 知的障害児施設 知的障害児通園施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設</p> <p>2 意図 児童福祉施設に措置されている心身障害児の扶養義務者が徴収される費用を助成し、負担の軽減を図る。</p> <p>3 手段 児童福祉施設に措置されている心身障害児の扶養義務者が徴収される費用を助成する。 助成額 県規則による徴収金の範囲内で、扶養義務者が実際に納入した額 所得制限 なし</p> <p>4 事業費(一般財源) 12百万円(12百万円)</p>	<p>1 改善内容 扶養義務者に係る負担金については県基準の1/2の補助とする。</p> <p>2 改善理由 県において負担能力に応じた費用負担が設定されている中で、障害を持つ者がいる家族における種々の負担を軽減する。</p> <p>3 実施時期 平成16年7月</p> <p>(障害福祉課 6489 - 6352)</p>	4

1 平成 16 年度実施予定項目

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位:百万円

15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
				16年度
24	102 国民健康保険料自主減免制度の見直し	1 対象 国民健康保険加入者で一定所得以下の低所得世帯 2 意図 国民健康保険料の納付が困難と認める世帯に対し、生活の安定を図る。 3 手段 所得制限により一定所得以下の場合に、保険料の均等割額及び平等割額の合算額の3割又は2割を減免する。 4 事業費(一般財源) 124百万円(124百万円)	1 改善内容 低所得者に対する本市独自の減免制度(3割、2割)を廃止する。 2 改善理由 低所得者に対する保険料の減免制度として、国の法定軽減制度(7割、5割、2割)が実施されているため。 3 実施時期 平成16年4月 (国保年金課 6489-6431)	124
25	104 市民農園整備事業補助金の見直し	1 対象 市民農園の所有者 (平成15年度 15カ所 927区画、19,436m ²) 2 意図 市民農園の維持・拡大を図る。 3 手段 農園新設・更新時の整備費を助成 新設491円/m ² 、更新559円/m ² 4 事業費(一般財源) 4百万円(4百万円)	1 改善内容 市民農園の更新整備に対する補助金を廃止し、制度の見直しを行う。 2 改善理由 受益者負担の適正化を図る。 3 実施時期 平成16年4月 (農政課 6489-6542)	4
26	106 修学援助金交付金の縮小	1 対象 高校・大学等に在学する子弟をもつ市内居住の保護者で次の要件に該当する者 生活保護受給 市民税の非課税及び減免 国民年金保険料の免除 国民健康保険料の減免、徴収猶予 児童扶養手当受給 身体障害者手帳交付を受けている 公共職業安定所への求職の申込書受理 所得が基準額以下(大学・短大、高専は適用なし) 高校・大学等に在学する勤労生徒等及び児童養護施設入所生徒 2 意図 経済的負担の軽減 3 手段(月額) 大学、短大 6,000円 公立高 5,000円 私立高 6,000円 高専1~3年 5,000円 高専4,5年 6,000円 各種学校 6,000円 4 事業費(一般財源) 144百万円(144百万円)	1 改善内容 大学・短大部分を廃止する。 交付基準等の改善を図る。 すでに交付している者については、学年進級時現在で交付基準(要件)に該当しているかどうか毎年審査を行う(現行、在学確認のみ) 左記の交付基準(要件)のうち 身体障害者手帳交付を受けているを削除する。 ただし、現交付者(平成15年度までの受付分)については、経過措置を行う。 2 改善理由 大学・短大部分は、他の奨学制度等の活用が可能。 経済的援助について毎年確認する必要があるため。 また、交付基準(要件)のうち、身体障害者手帳交付を受けている者については、経済的理由の基準としては適さず、他の交付基準によって審査することが可能であるため。 3 実施時期 平成16年4月 (学務課 6489-6738)	7
27	107 私立幼稚園教育振興助成金の見直し	1 対象 市内の私立幼稚園の設置者 2 意図 私立幼稚園の教育振興 3 手段 1園につき1,000千円を限度とする。 4 事業費(一般財源) 26百万円(26百万円)	1 改善内容 具体的な助成メニューへの変更や園児数等も含めたものに見直す。 2 改善理由 助成内容をより明確にすることで、効果検証が可能となる。また、園児数等を含めた助成をすることで、受益の公平性の確保を図る。 3 実施時期 平成16年4月 (学務課 6489-6738)	5

1 平成 16 年度実施予定項目

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位:百万円

15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
				16年度
28	112 水洗便所 改造資金 助成金の 廃止	1 対象 未水洗化家屋のうち生活保護を受けている者の 家屋(14年度末7戸) 2 意図 水洗化の促進を図る。 3 手段 戸別訪問による促進啓発を行う。 4 事業費(一般財源) 742千円(742千円)	1 改善内容 廃止 2 改善理由 現在戸別訪問により把握している生活保護は義 務期間(3年間)も過ぎており、生活困窮だけが未水 洗化の要因とは考えにくく、近年、助成金交付実績 がなく、廃止の影響が特にないものと考えられるた め。 3 実施時期 平成16年4月 (下水道部業務課 6489-6555)	1
29	追加 近松賞の 休止	1 対象 市民等 2 意図 本市ゆかりの近松の功績を顕彰するとともに、次 代の演劇界を担う優れた劇作家を世に紹介する 「近松賞」により、特色ある都市「近松のまち・あま がさき」を全国に情報発信する。 3 手段 現代演劇の戯曲を全国から公募。 4 事業費(一般財源) 14百万円(14百万円)	1 改善内容 近松賞の募集を平成16年度から2年間休止し、 18年度に再開する。 なお、第2回近松賞受賞作品は、平成18年度に 上演する。 2 改善理由 当分の間、財政負担の軽減を図るため。 3 実施時期 平成16年4月 (つかまつ・文化振興課 6489-6385)	5
30	122 同和地区 教育事業 の廃止 転 換	1 対象 同和地区関係者の子弟で、小・中学校に在籍す る児童・生徒 2 意図 同和問題の解決を目指して、自覚・自立にむけ ての意欲と実践力を育てる。 3 手段 専任講師を中心に、関係校教職員等の協力のも と基礎学力の向上を図るための取組を行っている 。 4 事業費(一般財源) 37百万円(35百万円)	1 改善内容 平成14年3月「同和地区教育事業のあり方」の報 告を受け、現行事業を平成15年度末で廃止し、自 律、自立向上の課題解決を図っていくために、平成 16年度から青少年会館事業として実施する。 平成15年度は現行事業の開催回数、学級数を削 減することにより専任講師を1人減とする。 2 改善理由 上記報告に基づく取組である。 3 実施時期 平成15年4月 嘱託員「1人減」 平成16年4月 嘱託員「6人減」 平成17年4月 正規職員「1人減」 (青少年育成課 6429-3020)	24
31	128 学校医数 の見直し	1 対象 学校医、学校歯科医、学校薬剤師 2 意図 学校園における保健安全の確保 3 手段 市内の開業医全員に学校医として委嘱する。 4 事業費(一般財源) 167百万円(167百万円)	1 改善内容 主に定期健康診断に従事する協力校医数を減ず る。 2 改善理由 業務内容に応じた学校医体制とするため。 3 実施時期 平成16年4月 (学校保健課 6489-6741)	24
32	128 学校園ご み収集回 数の縮小	1 対象 全学校・園 2 意図 ごみ収集 3 手段 通常ごみ収集 可燃ごみ(週3回)、不燃ごみ(週1回) 臨時ごみ回収(学校規模に応じて対応) 家電リサイクル対象品など 4 事業費(一般財源) 54百万円(54百万円)	1 改善内容 古紙リサイクルを行い、ごみ排出量の抑制を図 る。 2 改善理由 古紙リサイクルの導入により、定期ごみ収集量を削 減することで委託料を節減する。 3 実施時期 平成16年4月 古紙リサイクル開始 平成17年度 実施(ゴミ収集委託料の削減) (学校保健課 6489-6741)	-1

1 平成 16 年度実施予定項目

(5) 事務事業をゼロベースで再構築する

単位:百万円

15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
				16年度
33	67 補導所の 見直し	1 対象 市民、少年補導関係機関 2 意図 少年補導関係機関相互の連絡調整や企画調整 を行い、補導活動の円滑化を図り、青少年の健全 育成に資する。 3 手段 市内 6補導所 24人の体制で以下の業務を行っ ている。 少年補導委員、警察、学校園等関係諸団体と連 携し、補導活動 環境浄化活動 相談活動等を実 施する。 関係官庁及び関係諸団体とのネットワークを構 築する。 4 事業費(一般財源) 61百万円(61百万円)	1 改善内容 市内 6補導所を廃止し、1箇所に統合する。 嘱託員「12人減」 2 改善理由 青少年、特に中学生の問題行動はグループ化、 広域化しており全市的な対応が必要となっている。 問題行動に対して従来、補導所職員 4人で対応 していたが、統合することにより多数の職員で対応 することができる。 地域の特徴的な問題を職員全員で共有すること ができ対応策が見出しやすい。 事務の効率化が図れる。 3 実施時期 平成 16年 4月 (青少年補導課 6421-3592)	36

執行方針 5 効果額合計	622
--------------	-----

収支改善額	235
-------	-----

1 平成 16 年度実施予定項目

(6) 負債の抑制に向けた取組を進める

単位:百万円

	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額
					16年度
1	133	土地開発 公社健全 化計画の 取組	<p>1 対象 土地開発公社</p> <p>2 意図 手段 公有地拡大推進法の趣旨に基づき、都市計画事業に必要な土地、事業計画が明らかになっている事業用地の先行取得を行っている。</p> <p>3 平成 13年度当初の債務保証に係る保有額 636億 24百万円</p>	<p>1 改善内容 総務省の公社経営健全化対策の指定を受け策定した公社経営健全化計画に基づき、土地開発公社の簿価の圧縮を図り、財政基盤を確立した上で、公社保有地の計画的な事業化に取り組んでいく。 16年度に追加の簿価圧縮の取組を行い、計画期間内の簿価圧縮額を引き上げる。 追加の簿価圧縮の取組内容 アルカイク広場用地について、市債に係る借入金利のリスク分散を図るために、公社からの買戻し時期を17年度の単年度から、16年度と17年度の2か年にする。 大和銀行跡地や代替用地等、今後、事業として利用の見通しのない公社保有地について、新たな金利負担を抑制するために、市が買戻しを行い、公募入札等により売却していく。</p> <p>2 改善理由 土地開発公社の簿価の圧縮を図り、財政基盤を確立する。</p> <p>3 実施時期 (計画期間) 平成 13年度 ~ 17年度 簿価圧縮額 341億 8百万円 (うち追加額 47億 42百万円)</p> <p>(資金担当 6489 - 6155)</p>	0

執行方針 6 効果額合計	0
--------------	---

収支改善額	0
-------	---

1 平成 16 年度実施予定項目

(7) 新たな行政経営システムの確立と、まちの価値を高める取組を進める

単位:百万円

15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向	効果額	
				16年度	
1	134	新たな行政経営システムの確立と発展	<p>1 対象 市職員、市民</p> <p>2 意図 事務事業評価を中心とした、ニュー・パブリック・マネジメントによる行政経営を実現する。</p> <p>3 手段 マネジメントシステムの構築 改革改善運動の展開 事務事業評価の発展</p> <p>4 事業費（一般財源） 6百万円（6百万円）</p>	<p>1 改善内容 新たな行政経営システムを確立するために、事務事業評価を中心として次の取組を進める。 ① 枠配分予算編成手法の導入 一定の一般財源を各局室に配分し、各局室において主体的な事務事業の再構築を図り予算編成を行う「枠配分予算編成手法」の導入を検討する。 ② 新規事業評価の実施 ソフト事業を中心とした新規事業評価を継続して実施するとともに、ハード事業の新規事業評価を導入する。 ③ 施策評価委員会の運営 施策評価委員会の運営を継続して行う。 ④ 全庁的の改革改善実践運動の展開 全庁的の改革改善運動と提案運動を継続して実施する。 ⑤ 取組成果の人事評価への反映 事務事業の見直しの成果達成と管理職員の目標管理制度及び一時金の業績給との運動を引き続き検討する。</p> <p>2 改善理由 ニュー・パブリック・マネジメントに基づく成果志向を中心とした行政経営システムを確立するため。</p> <p>3 実施時期 16年度検討（17年度予算から実施） 15年度実施、一部16年度実施 15年度実施 15年度実施 16年度検討</p> <p>(行政経営推進室 6489 - 6124)</p>	-
2	追加	インターネット活用事業の充実	<p>1 対象 市民等インターネット利用者</p> <p>2 意図 市民等に積極的な情報提供を行なうことにより、市民と行政の情報の共有化を図り、市民等インターネット利用者との双方向の情報通信利用を促進する。</p> <p>3 手段 インターネット上に本市のホームページを開設する。</p> <p>4 事業費（一般財源） 6百万円（6百万円）</p>	<p>1 改善内容 インターネットの利用環境を向上させるため、通信回線の大容量、高速化を行う。また、インターネットの活用においては、市からの情報発信だけではなく、市政に関する市民意見等の収集を含めた双方向での活用が求められており、その際には、より安全性を確保した通信を確立する必要があるため、通信暗号化技術を導入（SSL化）するとともに、収集した情報を安全に管理・蓄積しておくため、情報データベースの構築を行う。</p> <p>2 改善理由 インターネットの急速な普及等を背景に、より快適なインターネット環境が求められているとともに、セキュリティ上必要な暗号化技術を活用した、より安全な管理が求められているため。</p> <p>3 実施時期 平成15年度 大容量・高速・安価な回線への移行 平成16年度 暗号化通信の確立（SSL化） 情報収集データベースの構築</p> <p>(情報政策課 6489 - 6202)</p>	0

執行方針 7 効果額合計	0
--------------	---

収支改善額	0
-------	---

執行方針1～7 効果額合計	5,869
---------------	-------

執行方針 1～7収支改善額合計	4,436
-----------------	-------

2 (参考) 平成17年度以降の主な実施予定項目

	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向
1	67	昇給制度の見直し	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象 全職員 2 意図 公務遂行能率の実態に即した昇給制度に是正する。 3 手段 経過措置(～H15)を設け58歳昇給停止を実施 	<ol style="list-style-type: none"> 1 改善内容 58歳昇給停止措置に引き続き、経過措置を設け55歳まで昇給停止年齢を引き下げる。 2 改善理由 国に準じた昇給制度の導入を図るため。 3 実施時期 平成17年度から経過措置を設けて、平成19年度に本格実施する。 <p>(給与課 6489 - 6181)</p>
2	追加	年度途中退職の実施	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象 定年退職者 2 意図 誕生日を基礎とした年度途中退職を実施し、人件費の抑制を図る。 3 手段 定年等に関する条例に基づく運用 	<ol style="list-style-type: none"> 1 改善内容 民間において実施されている年度途中退職制度を踏まえ、本市においても新たに定年退職日を設定する。 2 改善理由 人件費抑制の一環として取り組むため。 3 実施時期 平成17年度 <p>(給与課 6489 - 6181)</p>
3	71	市立幼稚園の見直し	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象 就学前児童 2 意図 幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること。 3 手段 18園 4 事業費(一般財源) 1,041百万円(866百万円) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 改善内容 市立幼稚園のあり方等について検討を行う 2 改善理由 私立幼稚園が市内園児の相当数の幼児教育を担っている中で、園児1人当たりの公費負担の格差が開いており、また、私立幼稚園の定員にも余力があることから、市立幼稚園の見直しについての検討を行う。 3 実施時期 平成15年度末に検討結果をまとめ、方向性を決定する。 <p>(検討内容) ・市立幼稚園のあり方 ・保育料の検討 ・その他幼稚園教育に関する事項</p> <p>(学務課 6489-6738)</p>
4	71	市営住宅維持管理業務の見直し(市営住宅の集約化と跡地売却)	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象 市営住宅 2 意図 市営住宅の建替等を行い、入居者の住環境の維持向上に寄与する。 3 手段 公営住宅法等関係法令に基づき、建替等の事業を行う 4 事業費(一般財源) 5百万円(5百万円) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 改善内容 市営住宅の建替に合わせて住宅の集約を図り、老朽市営住宅の廃止、跡地の有効活用を行う 2 改善理由 空家住み替えによる住宅の統廃合等については、現行の公営住宅法等のもとでは困難であるが、引き続きその実現に向けて検討を行う 3 実施時期 平成17年度以降 <p>(住宅政策課 6489 - 6608)</p>
5	71	青少年センター機能の見直し	<ol style="list-style-type: none"> 1 対象 青少年センター 2 意図 青少年の健全育成と福祉の増進を図るため各種事業を推進する施設であり、若者達の相互のふれあいと交流を深め、自主的な活動を推進する。 3 手段 各種青少年団体への活動の場の提供 青少年指導者養成のための各種講座の開催など 4 事業費(一般財源) 34百万円(33百万円) 	<ol style="list-style-type: none"> 1 改善内容 青少年センターの機能を移転整備も含めて見直し、不要となる跡地を売却する。 2 改善理由 売却及び経済波及効果により財源の確保を図る。 3 実施時期 平成18年度 <p>(青少年育成課 6429-3020)</p>

2 (参考) 平成17年度以降の主な実施予定項目

	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向
6	72	市立全日 制高等学 校の見直 し	1 対象 尼崎高等学校、尼崎東高等学校、尼崎産業高等学 校 2 意図 高等学校教育の推進 3 手段 市単独で実施 4 事業費(一般財源) 3,207百万円(2,999百万円)	1 改善内容 市立高等学校教育審議会答申(平成15年7月)をも とに、県と調整を図る中で、高等学校の改革を押し進 める。 2 改善理由 適正規模、特色づくりの推進 3 実施時期 平成15度中に今後の改革の方向性を定めた「基本 計画」を策定する。 (平成16年度は具体化するための「実施計画」を策 定する。) (高等学校教育振興担当 6489-6711)
7	72	市立定時 制高等学 校の見直 し	1 対象 尼崎工業高等学校、城内高等学校 2 意図 高等学校教育の推進 3 手段 市事業負担(教職員は県費負担) 4 事業費(一般財源) 277百万円(275百万円)	1 改善内容 県立高等学校教育改革の計画と調整していく中で、 適正化に向けて協議を進める。 2 改善理由 適正規模の推進 3 実施時期 - (高等学校教育振興担当 6489-6711)
8	76	競艇場フ ァン駐車 場整備の 検討	1 対象 競艇場来場者 2 意図 車による来場者に対応する。 3 手段 競艇場周辺に15箇所846台の来場者用公営駐車 場を設置している。	1 改善内容 競艇場に近接する土地への新たな駐車場の整備に ついて、周辺用地等の動向も踏まえ、経費面や施設内 容等について検討を行う 2 改善理由 地域の生活環境の向上とファンの利便性の確保に は、点在する駐車場の集約と一定台数の確保が必要 不可欠であるため。 3 実施時期 (公営事業所 6419 - 3181)
9	81	みのり園 のアウト ソーシング	1 対象 中・軽度の知的障害者(15歳以上30歳未満) 2 意図 中・軽度の知的障害者に対し、自活に必要な指導 及び訓練を行い、個々の有する能力を伸長させ、ま た、社会適応能力を向上させることによって社会の 一員として自立を図る。 3 手段 中・軽度の知的障害者が日常生活を送る上で必要 となる生活指導や職業訓練等を行う 生活訓練 職業訓練 4 その他 通所者 定員 35人 規模等 敷地 1,079.35㎡ 建物 688.48㎡(鉄筋コンクリート2階建) ・オープン 昭和52年9月13日 5 事業費(一般財源) 72百万円(72百万円)	1 改善内容 みのり園を法内施設である知的障害者授産施設に 移行する。 老朽化しているみのり園の施設を整備する。 みのり園に新たに障害者就業・生活支援センター的 機能を付加する。 みのり園を民間等の社会福祉法人に移管する。 2 改善理由 施設を整備し処遇環境の向上を図るとともに、障害 者就業・生活支援センター的な機能を付加することによ り就業支援を促進する。また、民間等に移管すること により、効率的な運営を図る。 3 実施時期 平成19年度以降 (具体的年次、手法について平成15年度中に整理す る。) (障害福祉課 6489 - 6352)

2 (参考) 平成17年度以降の主な実施予定項目

15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向
10	81 まつば園 のアウト ソーシング	<p>1 対象 18歳以上の知的障害者</p> <p>2 意図 重度の知的障害者を日々、保護者のもとから通所させて日常生活等の指導訓練を行う</p> <p>3 手段 重度知的障害者が日常生活を送る上で必要となる生活指導及び作業訓練等を行う 生活指導 作業訓練</p> <p>4 その他 通所者 定員 45人 規模等 敷地 661.15㎡ 建物 669.77㎡ (鉄筋コンクリート2階建) オープン 昭和58年5月1日</p> <p>5 事業費(一般財源) 128百万円(86百万円)</p>	<p>1 改善内容 老朽化しているまつば園の施設を整備する。 まつば園を民間等の社会福祉法人に移管する。</p> <p>2 改善理由 施設を整備し処遇環境の向上を図るとともに、民間等に移管することにより、効率的な運営を図る。</p> <p>3 実施時期 平成19年度以降 (具体的年次、手法について平成15年度中に整理する。)</p> <p>(障害福祉課 6489 - 6352)</p>
11	81 クリーンセ ンターごみ 処理施設 維持管理 事業の見 直し (H17~)	<p>1 対象 新第2工場等の運転管理体制 (建替え対象 現在の第1工場第1機械炉 第3工場)</p> <p>2 意図 焼却施設の適正管理</p> <p>3 手段 焼却施設の運転管理業務</p> <p>4 事業費(一般財源) 388百万円(388百万円)</p>	<p>1 改善内容 平成17年度稼働予定の新第2工場等(第1機械炉及び第3工場の建替え)について、効率的な運転管理体制を確立する。</p> <p>2 改善理由 焼却施設の効率的な運転管理体制を確立するため。</p> <p>3 実施時期 平成17年度</p> <p>(クリーンセンター 6409-0101)</p>
12	82 あこや学 園のアウト ソーシング	<p>1 対象 就学前の知的障害児</p> <p>2 意図 就学前の知的障害児を通園させ、保護するとともに、社会性を伸ばし、生活習慣を会得するための療育を行う</p> <p>3 手段 発達の遅れのある1歳6ヵ月以上から就学までの幼児の療育施設として通園バスで送迎し、家庭との連携を密にしながらクラス別、個別療育や保護者学習会等を通して園児の全面的な成長、発達を促す。</p> <p>4 その他 通所者 定員 50人 規模等 敷地 2,551.38㎡ 建物 726.18㎡ オープン 昭和38年5月25日</p> <p>5 事業費(一般財源) 194百万円(85百万円)</p>	<p>1 改善内容 市内移転により、たじかの園との連携、ゆとりのある処遇時間の確保、バス通園に係る身体的な負担等の軽減を図る。 改築により、処遇環境の向上を図る。 民間等の社会福祉法人に委託する。</p> <p>2 改善理由 入所児童の身体的な負担の軽減と、肢体不自由児通園施設との連携による処遇の向上を図るとともに、合わせて施設運営の効率化を図る。</p> <p>3 実施時期 平成18年度以降 (具体的年次、手法について平成15年度中に整理する。)</p> <p>(障害福祉課 6489 - 6352)</p>
13	86 下水施設 管理事業 (武庫川処 理区)の効 率化	<p>1 対象 栗山中継ポンプ場、尾浜中継ポンプ場、富松中継ポンプ場、大庄中継ポンプ場、東難波雨水ポンプ場の維持 運転操作業務</p> <p>2 意図 下水施設管理事業の適正管理</p> <p>3 手段 栗山中継ポンプ場 直営10人、尾浜中継ポンプ場 公社9人、富松中継ポンプ場 直営4人、大庄中継ポンプ場 環境整備事業公社9人、東難波雨水ポンプ場(環境整備事業公社委託)による維持 運転操作業務</p> <p>4 事業費(一般財源) 205百万円(60百万円)</p>	<p>1 改善内容 各ポンプ場の直営管理一元化を図る。 大庄中継ポンプ場は、施設規模、地域性、整備コスト等より公社委託し管理する。</p> <p>2 改善理由 現行の維持管理業務の水準を確保しながら、より経済性、効率性を図るため。</p> <p>3 実施時期 平成18年度</p> <p>(下水道部経理課 6489-6551)</p>

2 (参考) 平成17年度以降の主な実施予定項目

	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向
14	86	市営住宅維持管理業務のアウトソーシング	1 対象 市営住宅 2 意図 市営住宅の適正な管理を行い、入居者の住環境の維持向上に寄与する。 3 手段 公営住宅法等関係法令に基づき、募集業務、保守管理業務、維持補修業務等を行う。 4 事業費	1 改善内容 委託可能で経費効果が見込める業務について検討し、可能なものから実施する。 2 改善理由 効率的な事業運営を図るため、外部委託の可能性について引き続き検討する。 3 実施時期 平成17年度以降 (住宅政策課 6489 - 6608)
15	88	小学校給食調理業務の見直し	1 対象 小学校 45校、養護学校 1校 2 意図 心身の健全な発達及び食生活の改善 3 手段 自校・単独・直営方式 4 事業費(一般財源) 1,245百万円(1,245百万円)	1 改善内容 業務の経済性、効率性の観点から、民間委託も視野に入れた検討を引き続き行っていく。 2 改善理由 経費削減を図る。 3 実施時期 平成17年度以降 (学校保健課 6489-6741)
16	88	生涯スポーツレクリエーション事業の見直し	1 対象 全市民 2 意図 自発的にスポーツやレクリエーション活動に親しむ機会と場を提供しスポーツ・レクリエーション活動の普及、振興を通じて健康づくりやコミュニケーションづくりへの関心を高める。 3 手段 市内公園12か所でのスポーツ巡回指導 月例事業(サイクリング・ハイキング・ジョギング・フォークダンス・民踊) スポーツ用品の貸し出し 4 事業費(一般財源) 31百万円(31百万円)	1 改善内容 現在、職員で実施しているスポーツ巡回指導を地域での自主的な実施体制に年次的に移行する。 (平成15年度6件 16年度2件 17年度4件) 正規職員「1人減」(平成17年度から) ふれあいニューススポーツ事業の実施 の年次計画にあわせて、地域において定期的・計画的にニューススポーツ(グラウンドゴルフ等)の指導・啓発事業を実施する。 2 改善理由 地域での自主的な取組を促進する。 ニューススポーツ人口の拡大を図る。 3 実施時期 平成17年度 スポーツ巡回指導の地域での自主的な実施体制への移行は、平成15年度から進めている。 (地域スポーツ振興担当 6489-6752)
17	99	法人保育所補助金(一般児加算)の削減と再構築	1 対象 市内の法人保育所。 2 意図 法人保育所に入所している児童の処遇改善及び当該保育所の円滑な運営を図る。 3 手段 0歳児を除く児童一人当たり4,700円/月(平成15年度)を補助する。(平成14年度までは6,800円/月の補助) 4 事業費(一般財源) 171百万円(171百万円)	1 改善内容 平成15～16年度は、平成14年度補助単価を3割削減(6,800円 4,700円)し、平成16年度末で現行制度を廃止する。 平成16年度中に新たな運営支援制度を再構築し、平成17年度から実施する。 2 改善理由 法人保育所の運営支援等のため行ってきた補助金のあり方を見直す。 3 実施時期 平成17年度再構築 (児童福祉課 6489 - 6369)
18	115	尼崎21世紀の森構想推進事業(推進母体への支援)の見直し	1 対象 国道43号以南の臨海地域約1,000ha 2 意図 平成13年度に策定された森構想を推進し、自然環境の回復・創造を中心としたまちづくりにより、市民の暮らしにゆとりと潤いをもたらす。臨海地域を魅力と活力あるまちに再生する。 3 手段 森づくり協議会を設置し、地域のコンセンサスを得ながら、市民をはじめあらゆる主体の参画と協働により森づくりを進めていく。特に、先導整備地区である拠点地区では、県を主体に大規模な緑地を整備するとともに、にぎわい交流拠点や産業の育成・支援拠点の整備を進める。 4 事業費(一般財源) 5百万円(5百万円)	1 改善内容 森構想の推進母体の自立を促進することにより、行政からの運営支援を段階的に軽減する。 2 改善理由 将来的に推進母体の独立、法人化等を目指す。 3 実施時期 平成18年度 (臨海・21世紀の森担当 6489 - 6144)

2 (参考) 平成17年度以降の主な実施予定項目

	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向
19	129	学校開放運営事業の見直しと受益者負担の導入	<p>1 対象 全市民</p> <p>2 意図 身近なスポーツ活動の場を提供し、健康づくりや地域スポーツの振興とコミュニティの増進を図る。</p> <p>3 手段 小・中学校の体育館や運動場等をスポーツ施設として市民に開放する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 145百万円(145百万円)</p>	<p>1 改善内容 スポーツ開放以外の施設開放も含めた学校施設全体の効果的・効率的な管理手法について引き続き検討を行う。</p> <p>2 改善理由 地域に開かれた学校づくりを推進する。</p> <p>3 実施時期 平成17年度</p> <p>(地域スポーツ振興担当 6489-6752)</p>
20	130	青少年健全育成市民運動事業の廃止	<p>1 対象 全市民</p> <p>2 意図 青少年に関係する団体が中心となって、環境浄化運動や啓発活動等を各地区の実情に応じて展開し、市民一人一人が自分の課題として青少年問題を考え、行動する地域社会を作り出す。</p> <p>3 手段 6行政区の青少年を育てる協議会等に事業委託を行い、勤労・福祉活動、スポーツ・レクリエーション活動、学習・文化活動などの事業を展開する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 2百万円(1百万円)</p>	<p>1 改善内容 事業を廃止する。</p> <p>2 改善理由 県の補助を受けて実施しているものであるが、16年度末で県費補助が終息するため、それにあわせて廃止する。</p> <p>3 実施時期 平成17年度</p> <p>(青少年育成課 6429-3020)</p>
21	132	常時啓発事業、選挙事務における執行体制の見直し	<p>常時啓発事業</p> <p>1 対象 市民</p> <p>2 意図 有権者の政治意識の向上を図る。</p> <p>3 手段 明るい選挙推進大会、政治講座、明るい選挙推進ポスター募集、明るい選挙啓発キャッチコピー募集、新成人啓発事業、生徒会支援事業等を実施する。</p> <p>4 事業費(一般財源) 393千円(405千円)</p> <p>選挙事務 (衆議院議員、参議院議員、県議会議員、県知事、市議会議員、市長、農業委員会委員、海区漁業調整委員会委員の各選挙に係る事務)</p> <p>1 対象 各選挙ごとの市内有権者</p> <p>2 意図 公職選挙法、農業委員会等に関する法律又は漁業法に基づく各選挙を適正に執行する。</p> <p>3 手段 各選挙ごとに投票、開票事務を実施する。(公職選挙法に基づく選挙については、投票所89カ所、不在者投票所2カ所、開票所2カ所)</p> <p>4 事業費(一般財源) 343百万円(240百万円)</p>	<p>1 改善内容 年度途中の人事異動を容易にするシステムの導入を検討するなど、少数精鋭主義により、選挙に係る事務の効率的な執行体制について見直しを図る。(事務の集中する2~3ヶ月の間、他課の職員を選挙管理課の事務に専従させる等)</p> <p>2 改善理由 選挙事務の繁忙期と閑散期に見合った体制への見直しを行い、より効率的、経済的に事務執行を図る。</p> <p>3 実施時期 平成17年度(市議会議員選挙、知事選挙終了後)と平成19年度(県議会議員選挙、参議院議員選挙終了後)とで段階的に実施する。</p> <p>(選挙管理委員会 6489 - 6774)</p>

2 (参考) 平成17年度以降の主な実施予定項目

	15年2月 ページ	事業名等	事業概要	改革改善の方向
22	136	契約締結 業務の見 直し	1 対象 登録業者 2 意図 公正・透明性のある契約の締結を行い、市行政の 公金支出の適正執行に資する。 3 手段 売買、請負その他の契約について、一般競争入 札、指名競争入札、随意契約のいずれかの方法で 実施する。 4 事業費（一般財源） -	1 改善内容 電子入札制度の導入について、兵庫県に呼応し、国 土交通省が提示する電子入札コアシステムを基本とし たシステムを、他市町との共同利用方式での導入に向 けて検討をしていく。 2 改善理由 事務の効率化、競争性の向上、公正性・透明性の向 上、入札者に対するサービスの向上を図るため。 3 実施時期 県、他市町との共同利用方式での導入に向けて調整 を進める。 (調度課 6489 - 6236)